

の二百騎は名越の陣に突入し、續いて第二軍志貴右衛門、宇佐見河内、神宮寺太郎兵衛等の二百騎は横合より進撃して或は討殺し、或は追散らしたる上、名越の陣の金銀兵糧酒肴旗幕物弓鎗熊手の武器迄も悉く奪ひ取り名越の陣所を焼拂つて勝鬨三度作つて城中に引揚げた。

其の夜の明るるや、城の大手に名越の定紋三本傘を畫いた大幕と旗を掲げて、昨夜名越より賜りたるものなるが、定紋付故他人に無用、欲しくば入りて取られよと呼ばはつた。

名越の勢此の不覺に堪へず、決死城壁に攻登つたが、此の時早くも城内よりは用意の大木を轉ばし落したので、寄手五百許りは忽ち壓死した。更に夜に入つて、城の麓に藁人形三十許りに甲冑を装はして打並べたので、敵五百許りはスハ城兵の降りりと攻登るを、其の横合より正成伏兵三百を以て塵殺してしまつた。

寄手の軍奉行長崎高資、愈々楠の軍立智謀に怖れを爲し、攻戦を止めて只遠巻きにし、食糧攻にせよとの令を下し、大將大佛貞直以下は陣所に於て博奕又は連歌の會を催して日暮しをした。

此の時忍び組頭板持次郎は、正成の命を受けて數日山麓を降り、大佛の陣營の前に、

他所にのみ見てややみなんかつらきのたかまの山のみねの楠の木
の一首を書きつけた高札を立てて歸つた。

爰に寄手の一將足利治部大輔高氏は、右の落首を見て無念至極なりとし、拔懸の功を立てんと欲して、家臣の高武藏守師直、細川阿波守政氏、畠山式部少輔重國等と軍議を重ねたるに荒川式部丞貞國は進み出でて、過る 先帝御即位の砌に君の名代として上洛し大内の大禮に參勤の日、早瀬右衛門なる者、楠正成の勘氣を受け居りしを、京都案内の爲めに召抱へて憐愍を加へたることあり。今城内に右衛門の紋所なる九曜星の旗指物の乾の方の櫓に懸るを見れば、彼既に勘氣を赦されしと見ゆるも往年雇役の緣故を以て彼に憑みて計略を施すことは如何にと諮りたるに、高氏始め滿座、悉く是天晴れの手懸りなりと賛意を表した。

茲に於て貞國は、高氏の指圖に依り、早瀬右衛門に宛てて、
貴殿に裏切を頼み申すべし、事成就の上は鎌倉殿に申し、河内國に於て二郡の領主たるべし。

と認めたる文を矢の根に括りつけ、其の夜の深更に千劔破の坂を上りて乾の櫓を目當に放つ

た。貞國の矢は乾の櫓の矢狭間の板に發矢と立つた。

翌朝早瀬は、從兵より此の矢文を受取つて見るや大いに悦び、直ちに大將正成の陣所に至つてこれを捧げ奉つた。正成は、右衛門に二心なきを見定めて大いに感賞し、來る十一日夜半過に打寄せらるべし、我必ず大手の城門を開きて導くべし、大功成就の上は相違なく河州二郡の地を申賜るべし、との返書を致すべしと命じて秘計を授けた。

早瀬は、恰も貞國に内應するが如く装ひ、右の返書を認めて矢の根に括り、城を下つて足利の陣近く寄つてこれを放つた。足利の陣には、貞國此の返書を取り早速高氏に進めた、高氏披き見るに、

先年京都に於て、御邊の芳恩に浴し、我今其の義を思ひて深く心に悦ぶ所なり、今度楠正成千劔破に籠城に付、勘氣赦免あつて某をして乾の櫓を守らしむるも、返り新參なりとして、常に侮を受け申すこと無念骨髓に徹し居れる所、幸なる哉御邊より裏切を頼み給ふ、某熟く千劔破籠城を考へ候に、既に兵糧少く惣兵千人に足らず、外に力を合せて味方後詰は一人もなし、されば正成たとへ陣平、張良、孔明が才、關羽、張飛が勇ありとても、何

ぞ久しく保つ事あらん。足利家に心を寄せ奉るべきより、來る十一日夜に御勢を伺はさるべし、其の時某大手の城門を開きて裏切の加勢申すべし、大功成就の上は約の如く河州の二郡を給はるべし、某一味の上は計略深く他聞を慎まれよ。とあつた。

其の翌未明より正成は城兵に命じ、門より五間を隔てて、廻り八間深さ二丈の落し穴を掘り其の中には大少の刀をうつて劔の山を拵へ置き、十一日夜には八尾別當、鷺池平九郎、志貴右衛門、宇佐美河内、神宮寺太郎兵衛等に組下の勇士二百を附して城外に待ち伏せた。

足利勢は斯かる謀計あることは更に知らず、二月十一日の夜に入り、先陣は荒川式部承貞、國の五百、二陣は山名伊豆守時氏の三千、三番は仁木四郎義長、四番細川阿波守政氏、五番高武藏守師直、後陣は大將足利高氏、都合三萬餘の勢は忍びやかに千劔破に押せ寄せた。

先登の荒川貞國は、坂を登つて大手の門の際に合圖の物音を爲せば、木戸の内より早瀬は小聲にて、荒川殿來り給へるか、城内に於ては某の内通を知らず、悉く寝入りたれば、時分はよろし、はや乗込み給へ、と合圖して大手門の片扉を押し開くより早く二の丸へ走り込ん

だ。

荒川の率ひる五百の勢は闇さも暗く、案内も知らず、我先にと乗込めば、貞國を始め悉く落し穴に陥入りたるも、二陣、三陣はこれを知らず續いて攻入る間に、城内の楠勢は豫て用意の松明の火や大石大木を投げ懸け投げ懸け、鯨波を發し攻大鼓を打鳴らして、崩れ立つ足利勢を坂より追ひ降すに、足利勢は肝を喪ひ、魂を飛ばして逃げ崩れたる處に、八尾別當顯孝、鷲池平九郎の伏兵は二手に分かれて討つて出でたる故に、寄手大敗北となり、高氏は命からがら逃げ歸つた。

侍大將長崎高資は大いに怒つて、足利勢の軍法に背き、抜け懸けを爲して敗れたるを痛く責めたので、遂に高氏は軍を引いて鎌倉に立歸つた。

一方大塔官護良親王は、高野山奥の院虚空藏谷の戸野法印了忠の許に身を忍ばせ給うたが千劔破城の楠勢が頻りに關東の大軍に當るの由を聞せ給うて、坊官律師則祐を使として其の父赤松入道圓心に對し、早く播州に兵を發して京都に攻上り、千劔破城の圍を解かしむべき旨の令旨を賜つた。

楮て千劔破城の寄手は兵糧攻と號して、合戦を止めて城に迫らず、楠勢頗る退屈となるや正成は謀略を以て、敵の副將金澤右馬助貞政を討取るべき手立を廻らした。

閏二月忍び組の頭板持次郎、早雲飛助、富田林村雲、辻風平藏の四人は正成の謀事を承り夜中城を脱して、觀心寺の隠れ家に到つて、和田正遠、楠正氏にまみえて正成の仰せし亂魔の術策を傳へた。正遠、正氏は大いに喜び直ちに配下の和田新兵衛正家と本宮太郎左衛門正治の兩人を召して事を命じた。正家、正治兩人は、共に姿をやつして餅賣酒賣となつて、金澤貞政が陣中へ毎日赴いた。然るに、何の故にか、既に繋いでゐた白波と云ふ名馬は放れて金澤の陣中を走り出でて、これを止めんと數多の者が騒ぎ廻れば、馬は益々狂ひ上を下への騒動となつた。

此の時酒賣の商人馬の走り向ふ先に立塞がり、大手を擴けて行く手を遮り、馬の立髪をかひ掴んでひらりと跨り、これを手綱に思ふ存分馬を走らせた上、左右の足に手を入れて馬の太腹を強く締めつけたので、間もなく馬も弱つたので、舍人呼んで馬を引渡した。

大將金澤貞政、此の狀を陣屋の様より眺めて痛く感じ入り、酒賣餅賣の兩人を招き、汝等

二人は元々よりの商人に非ざることとは只今馬を組留めしことにて知る、委しく仔細を語るべし、と問ひ糺した。茲に於て兩人は、

それがし共は實は商人には非ず、大塔宮の宦臣林主水林隼人と云へる兄弟なる處、官には紀州十津川を出でて吉野に至り給へば、吉野の修驗者善忠丸は無二の味方となり、一山の衆徒を語りひて吉野山に城郭を構へて楯籠り給ふ。斯かる折柄楠正成は吉野に來りて官に見參し奉り、城郭の態を見て申しけるには、此の要害大手の地利はよろしけれ共、背後の山道全からず、願くは此所を捨てて葛城金剛山へ遷り給へと御諫め申し奉ると雖も、官は承引なく、是に因つて正成天命なりとて赤坂へ退きけるが、某等兄弟此の事を以て、官に對し諫め奉りたるも、更に御用ひなけれ共、若し此の儘にて敵に破れなば、味方も討たれ官も御生害となれば、後悔濟を噛むとも其の甲斐なからん、今の内に善忠丸を殺して後の災を免れしむるに如かずと謀りしに、何者が此の義を告げたるにや、官の激怒に觸れて遂に吉野を追はれたるより、詮方もなく山麓の三日市に降りて、朝夕の煙を立つる爲めに斯様なる商人とはなりたり。

と語つた。金澤貞政これを信じて憐み、あたら武士に生れて埋れ木となるは残念なり、向後鎌倉の家人となりて林の家を立つべしと説き、衣服大小を與へ遂に近臣の如くに召使ふに至つた。林兄弟は、愈々金澤の心を汲みて其の氣質に取り入りて忠節を盡した。

斯かる内金澤は兩人に對し、御邊等既に家人となる上は、愈々忠義を勵むべし、夫れに付御邊等は楠正成と一面の交識あるを以て、願くは千劔破の城に入り込みて、正成が軍勢を訪れると號して城内の虚實を窺ひ來るべし、と命じたので、林隼人は、其の事甚だ易しと答へ其の夜に入つて、只一人金澤の陣を發ら、千劔破の坂を登つて大手の門を叩いた。内よりは何人なるぞと誰何するを以て、和田新兵衛正家なりと答へたので番士は門を開いた。

其の夜の當番山本九郎、橋本兵衛等は、正家を伴うて正成の陣に招じ入れた。斯くて正成は、正家の勞苦を犒ひ、恩地左近太郎滿勝を交へて密談數刻に亙り、それより正家假名林隼人は城を辭して金澤の陣中に引返した。斯くて林隼人は金澤貞政に對し、

城中を窺ふに、恩地左近太郎滿勝こそ正成が勘氣を蒙りて私の陣に引籠れるが、恩地とは一面の交り在るを以て訪ひけるに、恩知私語きて曰くには、城兵既に兵糧乏しきより、城

兵残らず切つて出でて寄手と死戦せんと再三申せしに金言耳に逆ひ良薬口に苦しの譬へ楠敢て同意せず、遂に怒りて汝執權の身を以て、屢々言葉を返すは言語同断なりとて勘氣を蒙れるが、遂には千劔破敗れて楠一族亡ぶと思へば、寧ろ北條に仕へて家名を全ふせんとは思ふなれ共、故なく降参するも本意に非ず、正成が一子正行十歳に河内一國を興へて楠の基業を立て、我に和泉一國を賜るものならば、金澤に内應して、内外より不意を打ちて落城させること、いと易きことなる旨を申したるが、君に於て如何思召さるるや。

と語つた。金澤は尙ほ一抹疑心を挿み、恩地既に我に心を寄する上は、千劔破滅亡の時なるが智謀秀でし正成なれば、如何なる企みあるやも知れず、と答へて思案に及んだが、急に思ひついた様に、恩地には一子あり、其の名を六郎丸正勝とて年十六七の頃の小童なるも、此の者を人質として我が方に相渡すに於ては、恩地と牒し合はせて千劔破を乗取るべし、御邊厭はずば、再び城中に至りて此の議を計ひ見よかし、と告げた。

翌夜再び隼人は城内に入つて、正成、満勝に見えて金澤の言を詳らかに傳へた。恩地は直ちに其の一子六郎丸を人質に遣はして、金澤の疑を晴して事を成すべし、と答へたが、正成

は、我が正行を愛するに恩地の六郎丸を愛すると異なるなし、恩地の家を絶ちてまで謀を遂ぐるの必要はなし、と唱へ頑として背かなかつた。

斯かる處へ、鷲池平九郎正虎は末座より進み出で、然らば某、恩地六郎丸と同年輩なるを以て六郎丸と名を替へて金澤の手に渡すべし、と申出でたので、正成も正虎ならば剛勇なれば空しく敵手に落ちることもあるまじと思ひ、其の義心に感じて許した。

斯くて隼人は、正虎を帯同して城を出で、金澤の陣に下り、恩地の一子六郎丸なりとして貞政の見参に入れた。正虎は貞政に對し、父の命を奉じて關東へ一味の爲めに参りたるが、父の申傳へには、來る十八日夜忍びやかに金澤の兵を城内に引入れ奉るべしとの趣なり、と申述べたので貞政は頗る喜悅したが、正虎の面魂の一並優れ丈も高く色黒きを以て油斷あるべからずとして、夥多の兵に下知して嚴しく警固せしめた。

千劔破城内に於ては、豫ねて隼人や正虎と謀つた上のこと故、直ちに忍びの者を觀心寺に遣はし、第七郎正氏に次第を報じたので、正氏は、早くも忍び組板持次郎以下辻風、早雲、富田林、小澤、大島の六人に命を下した。

六人は皆商人姿に扮し、餅賣、酒賣となつて金澤の陣屋に赴いた。閏三月十八日夜、千劔破城内は事あるを豫期して手配りの用意を整へた。金澤貞政は、林隼人を先陣とし、自ら中軍を率ひて進み、林主水を陣屋の留守居三百人と共に残すこととした。

同夜巳の刻、隼人を先登に、大將貞政の三千餘騎は、次第を守り肅々と進んだ。先づ城門よりは、恩地左近太郎差窺いて、隼人殿一人忍びやかに來れと申して招き入るれば、金澤の軍勢は門の扉際に押寄せて、今か今かと待つ折しも、城内には謀反人を逃がすなと呼ぶる聲と共に、大刀の鏗音打響き松明の耀き出したところ、隼人は城門をさつと押開き、時分はよきぞはや入れ、と呼ばはつた。扉際の兵は勇み進んで一度にどつと駈入れれば、大半は落し穴に陥入り後より進む兵は之を知らずに皆我先にと馳入れれば、或は穴に落ち重なり、又は二の郭の高塀より楠勢の投げ懸る大木大石に押し殺され、又は手負ひ散々に亂れ立つて逃げ去らんとし、大將貞政踏止まり、士卒を激まして暫し戦ふ内八尾顯孝横合より打つて懸つて追立てたるに、志貫宇佐美の伏兵は三方より起つて圍み、跡よりは、楠二十八將の逞兵は隙間もなく追駈け、遂に神宮寺太郎兵衛は貞政と渡り合つて首を打落した。

翻つて留守居の陣には、楠方忍び組の六人は林主水と喋し合はせ、金澤方の出陣は大勝利疑なしとて、三百の兵に酒肴を勧め種々の興を添へて酔潰したる上、忽ち小具足に身を固めて、鷲池正虎と共に斬掛り、散々に倒して夜の明くる頃には千劔破城指して退いた。

貞政既に討たれたりと聞かや、關東勢は愈々驚怖し、惣大將大佛陸奥守貞直は勇氣も挫け病氣なりと稱し、長崎四郎左衛門尉高資に軍務を一任して鎌倉へ引揚げた。

貞直鎌倉に歸るや、幕府は長崎圓喜の計ひを以て上野國沼田城主新田小次郎義貞をして、三千餘騎を以て攻寄せしめたが、山伏姿に扮したる矢田彦七の手引に依つて、大塔官の令旨を頂戴するに及び、竊に官軍に志を通じて間もなく歸國してしまつた。

次いで、宇都宮治部大輔公綱押寄せて、雲梯を用ひて攻めやうとしたが、正成巧みにこれを焼却して徒に敗辱を受けるのみであつた。

斯かる間に主上は隱岐を出でて船上山に行在し給うて、諸國の勤王の義旗は天下を席捲し遂に五月七日左近衛中將千種忠顯の率ひる官軍は六波羅を滅亡し、同月二十二日さしも傲岸なる高時も亦誅に伏し、鎌倉幕府は滅亡するに至つた。

千劔破城の寄手も或は敗れ或は正成に降り、六月二日正成七千騎を以て兵庫に主上を迎へ奉り還幸の先陣となつて六月入京に扈從したのである。

建武元年正月、正成は攝津河内の二國を賜り左衛門尉に任官して檢非違使に補せられた。尙ほ楠公は、千劔破の陣前より京都に早瀬小治郎なる忍び組の一人を入り込ませ、小治郎は櫻井源次と名乗り、勸修寺中納言經顯卿の青侍となり、六波羅狀勢を絶えず加名生に在る和田和泉正遠の許へ報じたといふ。又正成は戰國の世に一藝一能に秀づる者は悉く召抱ふべしとて、杉本佐兵衛と云ふ泣き男を召抱へて軍陣の奇計に便したこともよく知られてゐる。世に傳へられるところに、楠正成一卷書なるものがある。其の内容を見るに、次の一節がある。

忍びの兵の事

敵の内を知らざる時は謀なりがたし、内を知る事肝要なり。或は忍になれたる者を其の期に臨んで敵陣へ遣はすと雖も、敵の近所迄行くもあり行かざるもあり、此の故に内を知る事能はず、或は内に入ると云ふとも實否を聞きをほする事なし、詞を飾りて云ふとも偽のみ云

ひて眞の詞なし、心得あるべし。大方は郎黨の内才覺ある者を二心なきやう祿を與へ、妻子を人質に取り、五人も七人も謀を以て一年も半年も前より入れ置き、敵の内を聴くべし。内を知らずば謀成るべからず。將たる者工夫あるべき事なり。亦泰平の時も國々へ常に忍びを遣はし國の風俗を聞くべし、俄にはならざる事なり。

敵の忍びの兵をあらたむる事

城中に敵の忍びの兵紛れざるやう合ひ詞を以て日々あらさむべき事、亦國々詞違ふものなれば、常の詞も聞きとがむべし、亦城中より用事に外に出る主人を改め日々の合ひ詞にて出入すべし。是法なり。

とあつて、常に有能の間者の要を説いてゐる。

第九章 武將と間諜

一、兒島高德、忍びを聚めて足利を謀る

高德、大將新田左衛門佐義治を引具し、海上より京へ上つて、將軍尊氏、左兵衛督直義、高、上杉の人々を夜討にせんとぞ巧みける。

勢少くは叶ふまじ廻文を遣はして同意の勢を集めよと、諸國へ此の由を觸れ遣はすに、此處彼處に身を側め形を替て隠れ居たる官方の兵千餘人、夜を日に繼でぞ馳集りける。

此の勢一所に集らば、人に怪しめらるべしとて、二百餘騎をば大將義治に附け奉つて東坂本に隠し置き、三百餘騎をば、宇治、醍醐、眞木、葛葉に宿し置き、勝れたる兵三百人をば京白河に打散らし、態と一所には置かざりけり。已に明夜、木幡峠に打寄つて、將軍、左兵衛督、高、上杉が館へ、四手に分けて夜討に寄すべしと相圖を定めたりける前日、如何して聞えたりけん、時の所司代都築入道二百餘騎にて、夜討の手引せんとて、究竟の忍び共が

隠れ居たる、四條壬生宿へ未明に押寄する。

楯籠れる、高德方の忍びの兵共、元來死生知らずの者共なりければ、家の上へ走り上り、矢種のある程射つくして後、皆腹搔破つて死にけり。是を聞て、處々に隠れ居たる與黨の皆散々に成ければ、高德が支度相違して、大將義治相共に、信濃國へぞ落行きける。

さても壬生の在家に隠居たる者共、遁るる處なく討たれける中に武藏國住人、香勾新左衛門高遠唯一人、地藏菩薩の命に替らせ給ひけるに依つて、死を遁れけるこそ不思議なれ、所司代の勢已に未明に四方より押寄せて、十重二十重に取巻ける時、此の高遠唯一人、敵の中を打破つて壬生の地藏堂の中にぞ走り入りたりける。何方に隠れましと見る處に、寺僧かと覺しき法師一人、堂の中より出でたりけるが、此の高遠を見て、左様の御姿にては叶ふまじく候、此の念珠に其の太刀を取替へて持たせ給へと云ひける間、けにもと思て、此の法師の云ふ儘にぞ隨ひける、高遠は長念珠を爪繰て、以大神通方便力勿令墮在諸惡趣と、高らかに啓白してぞ居たりける。寄手の兵共皆之を見て、誠に參詣と思ひけん、敢て怪み咎むる者一人もなし、唯佛壇の内天井の上まで打破つて捜せと許そののしりける。(太平記)

二、北條早雲智計の事

北條早雲、盲人は無用のものとして、小田原領分のみくら法師を擲めて、海にふしづけに沈めんとせられしかば、盲人皆四方に逃げちりける。

其の中を潛に間に用ひられしとぞ。(常山紀談)

三、武田信玄忍の者を討たれし事

甲斐のしのびの者數十人、信玄に叛く事有りて、山小屋にたてこもる。

信玄、謀にてたやすく討とらばやと思ひ、残り居けるしのびの者に、城中に忍び入るにいかなるが入がたきや、と問はるるに、内の守りきびしく、夜廻りの聲しゆく、其の體あらはなるは怠りもまた料り易く候、といふ。信玄、いま山小屋にしのび入らんはいかに、と問はるるに、かの者ども既に能く其の理を知り、酔まりかへりて音もせず候へば、其の便りを得ず、と答ふ。

信玄それより山小屋に向つて陣し、守り甚だきびしく、夜廻り透間なく呼ばはらせたり。日數を経てやや怠り出來ぬる時、山小屋より夜討に出でけるを、素より謀りたることなれば

伏兵をおきて討とられけり。(常山紀談)

四、秀吉備中にて光秀が書を取られし事

明智光秀、織田信長を弑するとき、秀吉は備中にて毛利家に向つて陣せしが、秀吉所々に忍びの者を置かれるに、備中庭瀬にて怪しげなる飛脚の者を生どりたり。

秀吉其の書を披き見るに、信長を討とらば秀吉必ず敗北すべし、秀吉を追ひ撃たれよ、と毛利家へいひ送る書なり。

もし此の書毛利家に到らば、いかなる謀あるべきも知るべからず。秀吉の慮り浅からず、と人いへり。

又高松の城はたやすく攻落すべきに、水攻にして日を経たるは、信長常に大功の速かに成るを忌みねたむの心あるを察しての故なりといへり。(常山紀談)

五、仙石權兵衛九州に間者の事

秀吉、島津を討たんとおもふ事年久し。

天正十三年仙石權兵衛を、商人の體にして九州に間者とし、山々浦々の地理悉く繪に書き

て起臥に見、兵を分ち攻め入るべき道々を計られけり。(常山紀談)

六、毛利元就、嚴島合戦(附、盲人間者の事)

陶尾張守晴賢、大内義隆を弑しければ、毛利元就陶を打滅さんとはかられけり。

陶めくら法師一人を間者として元就の謀を知る。

元就始めはかくともしられざりしが、やや心付きぬ。

ある時陶が臣、永來丹後守われに志を通ず、晴賢を打破らん事近きにありと語られけるを彼の法師やがて陶に告げたりけり。

元就又書簡を永來に贈らる。永來は周防の岩國の城に在り、彼の書簡を山口にて奪ひ取るべきやうにしたくせられければ、陶大いに怒つて永來を殺しぬ。

元就彌々彼の法師を近づけ、平家を語り習ふと稱しかたへを離されず。陶傳へ聞いて悦ぶこと限なし。

元就また或夜軍評定せられけるが、敵大軍にて宮嶋におしわたらばいかかはせん、これ我が亡ぶべき運の窮めと覺ゆるなり、又草津二十日市におしよせなば、岩國の弘中三河守我に

心をあはすれば、裏切させて陶をうち破るべし、とぞ語られける。

これは陶を防がん地に櫻尾の城ならでは然るべき要害なし、宮嶋に渡らば乗來る船を焼たて歸路を塞ぎて軍すべしと思ひける故なり。めくら法師聞きて、かくと陶に告げければ、さらば宮嶋を攻なんと云ふ。

弘中三河守隆包然るべからじといへども、陶は弘中が二夕心を疑ひて聞も入れず。

弘治元年十月、四萬あまり大船にとり乗り宮嶋にうち渡り、四方をとりかこみたり。

元就も今度は十死に一生の軍と思ひ定め、吉田の城を出で、僅かに四千許りの兵にて後ろ巻きせられけり。

是に地御前の祝日ことに蛤舟に乗り、宮嶋に渡りけるを近づけ、心をあはせ、士一人に祝りの眞似させ、宮嶋に渡らせらる。

陶が者ども、元就は如何に、と問ふ。

祝は、さん候、元就は草津二十日市へ陶殿押し寄せ給はんには勝利なるべきを、宮嶋を攻めさせ給ふ故、手だて空しくなりぬとて、帆立浦にあきれておはし候が、引返され候らめ、

と語る。

是より陶の者ども怠りぬ。

元就は、ひそかに軍のしたくをなし、一手は洲屋明神の前より船よりあがり、天本の御前を多寶如來のかたへを通り、宮嶋の町口へ向ふべし、一手は吉田郡山の百姓ばら五千餘に嫡子隆元を大將として、彌山嶋より西の山々の木末にたいまつ（松明）を結びつけ、百姓ばらに手に手にたいまつ二つ持たせ、夜半の鐘を相圖に同時に火を附けよ、吉川元春は船にとり乗り、浦口にかけて並べたる陶が船どもを焼き沈めよ、と謀を定めらる。

十月晦日、今日草津に引退くべし、風雨やまずば、元就は今夜帆立浦にとまるべし、二日の兵糧を物の具の上につけよ、とて小荷駄どもを先づ返して引退く體にもてなし、日もやや暮れければ、俄に唯今宮嶋へ渡り思ふ敵を討とるべしとく船に乗るべし、と下知し、ひたひたと打乗り、籌なともしぞ。

元就が船の火をしるしにともへの梶を守れ、とて酉の刻ばかりに帆立浦を出る折ふし、北風烈しう吹たりければ、おひ手の風ぞといさみ進んで、亥の刻ばかりに宮嶋の西につきて陸

にあり、船をば一艘ものこらず帆立浦に返されけり。

元就かのめくら法師を引き出し、おのれゆゑにこそ、けふ年頃の志をばとけつれ、とて海中に沈められけるとかや。

隆元は彌山嶋に打上り、元春は洲屋明神の前よりおし寄る。小早川隆景は搦め手より向ひたるが、一度に鬨の聲をあけ、彌山嶋の木末に結び付けたるたいまつに火を付けたれば、陶が軍兵驚き騒ぎける處を、元就をめて先をかけたれば、陶が者共數百人討死しけり。

元春、隆景も横ざまに進みて、三浦越中守と隆景鎗を合はせ、三浦をつき伏れば、内藤内藏允おり合て首をとる。

弘中三河守も討れ、陶が軍さんさんに敗北しけり。陶も旗本をすすめて隆景と戦ふ。元就の兵栗屋又四郎眞先かけて討死す。元就わきより切てかかり、終にうち勝たれければ、陶は引退きて道場山にあり。

明くれば十一月朔日、元就諸軍をあつめ、卯の刻より午の時まで、十二度の戦に、互に討るる者數を知らず、陶終に叶はで自害しけるを、首をとり出して梟せられぬ。討とる所の首

四千七百八十餘。生捕八百五十餘人とかや。是より西國元就になびき従ひける。(常山紀談)

七、毛利元就の死間

安藝國吉田郡山城主毛利元就と、出雲國富田城主尼子晴久とは天文八年以來爭覇多年に互つてゐるが、互に一勝一敗であつた。

弘治三年十一月、元就は長防二州を略して、大内氏の地を悉く占めた。

斯くて愈々山陰道に驥足を伸べんとしたが、尼子晴久の叔父國久は、新宮黨を率ひて、勢威頗る強悍である。

元來國久の父經久の妻女は、吉川經基の娘であり、元就は經基の孫女の婿に當る。

其の故を以て元就は、豫てより姻戚に託して屢々國久と使者を來往して貨物の贈答を爲し來つてゐた。

随つて晴久は、これに稍々疑心を挿んだ。經久の舍弟に義勝なる者があつたが、天文十年三猪坂に於て陶隆房の軍に敗れて没したが、其の子經貞は未だ幼少であつたので、其の邑地は悉くこれを國久が攝管してゐた。

經貞長するに及んで邑地の返還を求めたが、國久は言を構へて返さない。經貞は爲めに國久に啣む處があつた。

元就は、國久を除くにあらざれば、尼子氏を滅することの容易ならざるを知つてゐた。

元就は領内の死刑囚一人をして一通の書狀を懷中せしめて出雲國內に放ち入らしめた。

其の跡より人をして追はしめて而も之を殺害せしめた。

出雲の行人、其の死者を見出し、懷中せる書狀は、元就より國久に宛てたる密約の書信であるから、直ちに之を晴久に呈した。

晴久之を熟覽するに、其の内容は、國久が元就に内應を約諾の密書であつた。

驚いた晴久は、是を以て、經貞に諮り問うた。

經貞固より國久を啣む所あり、國久は豫てより元就との間に密使の往反屢々あるを以て、

其の新宮黨の族は、安藝に通謀せること疑を入れず、と進言した。

晴久は直ちに刺客を用ひて、國久並に其の子誠久を誅し、新宮黨の族を殲滅した。

是より尼子氏の勢威は漸次衰微した。

永祿五年十二月、晴久病歿し、同九年七月、其の子義久は遂に毛利氏の軍門に降服するの

止むなきに至つたのである。(日本外史)

八、上杉謙信、間者石坂檢校を追放す

夫れ間者は軍中必要の一役にて、敵國の風俗、山川平岨の地理、大將の強弱、士大將の和不和を窺はんが爲、祝部、巫、百姓、狙公、行脚僧等に身を糞し、或は隱形の術を修して、門戸に依らず陣中を出入するを忍術者といひて、甲越ともに功者の忍監を撰み、諸國に遣はし、或は國人を三五人も懷け置かれしかば、微細の事まで居ながらに知れたり。

爰に越後國に石坂檢校といへる蓋者あり、琵琶の名手にて、平家を語るに妙を得て、聞く人に感を催さしめければ、軍務の間には、石坂を招き平家を語らせ、疲勞を慰め興ぜり、石坂性質伶俐輕辯の者なれば、諸士の心に適ひ、盲目なればとて、人々も心を許しける程に、己が欲に引かされ、賺されて、諸大將の密事を武田家に告げければ、多くは石坂が方より信玄(晴信)は知られける。

謙信(景虎)石坂檢校が琵琶の妙手なる事を聞き給ひ、一時石坂を呼んで、平家物語の鶴

の段を語らせて聞き給ひしかば、石坂時こそ至れと、精神を凝し、いと面白く語りければ、皆心耳を傾け聞きけるが、景虎頻りに落涙ありければ、祕曲に感涙有りけるよと思ふに、一曲終りて人々に向ひ、

今石坂が語るに付け、我が朝の武勇の盛んなりし時代を考ふるに、鳥羽院の御時、内裏に妖怪ありて、帝御惱ましましける間、八幡太郎義家、殿上の下の口に候して鳴弦し、鎮守府將軍陸奥守源義家と名乗られければ、妖怪忽ち形を消し御惱も平癒ましましけると也。鶴の事を聞くに頼政兵破の矢にて射落すと雖も、化鳥猶働らきはためくを、猪の早太、九刀まで刺貫て漸く事濟みたり。

義家が鳴弦せしは、鳥羽院の天仁元年なり、頼政が鶴を射たりしは、近衛院の仁平三年、其の間去る事四十六年なるに、武徳の劣れる事遙かなり、況んや景虎、頼政に後れたる四百五十年、吾頼政に劣れる事遠かるべしと、覺えず涙の流るるにこそ。

と仰せければ、名將は武の志厚き事、須臾も忘れ給はざりけるよと、皆々感じ奉る。

榎石坂には引出物多く賜はり、思ふ仔細あれば當國に足を止むべからずとて、國境より追

放ち給ふを、不審と思ひしが、後に敵の間者を捕へてこそ、石坂が敵國に通ぜることは知られぬるを、僅か鶴一段の間に其の機を察せし明智を、人皆恐れあへり。(甲越軍記)

九、家康、秀忠、陣中に反間の流言を鎮む

大阪の役に於て、徳川軍の近臣の中に反間の者ありとの流言があつたのを聞くや、家康は座を立ち、

さる者あらんに見知らぬことやある

とて、御次の間に伺候の人々を、つばらに御覽あり、秀忠の陣中にも亦同じ様なる、いひふれのあるや、秀忠は直らに刀を携へて立出で、近臣の中とは誰が事ぞ

と仰せ出でたので、父子共におなし様の御用心の程と人々皆感じ合ひ、流言も亦自ら止みたり。(前橋聞書)

十、徳川家康、落人を問す

夏の陣に、城内よりの落人を捕へたるを家康御前に召し出して種々城中の様子を尋問し、此の頃城中の米價は何程するぞ

矢狹間一間に足輕何人、堀一間に土何人、其の外の遊兵は何程ぞ
米廩の數は何程ぞ

と詰問せしめて、其の答へし所を目錄にして會計せしめ、次に、

城中にて餅を鬻ぐや

と問はせ給へば、如何にも賣り候といふにより、餅にする白粉と小豆の價を尋ね、更に、土を以て餅の形大中小三様を作らめ、固きとゆるきの可減を分ち、此の中の何れの如くなりやと問ひ、落人のゆるき方を指して是程なりと申すに依り、さては城中には米も小豆も少きと見へたりとて、其の者の髪を剃り落して城中に放ち還さしめた。

落人は城中に逃げ入りて、諸人にしかくの由を語り聞かすれば、大野修理亮治長も、後藤又兵衛基次も、

大御所の餅の詮議は今始めて聞きたり、何を聞くもなるまいぞ

とて舌を巻きて驚き、かくて城兵は、家康の思慮深きに恐れ、未だ戦はざる前にはや心膽を失ひたりとのことである。(翁物語)

第十章 慶元徳豊謀略戦記

慶長三年(二二五八)八月十八日、太閤秀吉が伏見城に薨去した時、嗣子秀頼はまだ六歳に過ぎず、従つて世に重きを爲すは、徳川家康、前田利家、毛利輝元、浮田秀家及び上杉景勝の五大老であつたが、就中大納言前田利家は、秀吉の遺託を受けて秀頼の輔となり、徳川家康は既に慶長元年正二位内大臣となつて内外の信望篤きものがあり、自然世の視聽は兩者に注がるるに至つた。而して豊太閤の羽翼として、天正十三年以來治政に與つてゐた、所謂五奉行の浅野長政、石田三成、増田長盛、長束正家、前田玄以法印等が残存介在し、天下の權柄は何れに歸するかは實に逆睹し難きの狀となつたのである。

三成、長盛等は、豊家維持の爲めには、利家と家康を離間して、家康を卻くることの計謀を廻らした。

慶長四年一月、利家は大阪城に於て家康を招き饗宴せんとした。此の時長盛は密かに家康

を警めて曰く、大納言は内府に對して異謀を抱けるの風説あるを以て、疾に託して辭するを可とす、と。家康遂に饗を辭した。

然るに長盛は、次いで利家に對し、曩に卿内府を招くも、内府は、卿に異謀ありとの流言を聞きて遂に饗を辭した。其の事既に世に隠れなき上は、二心なきを示す爲め、今一度饗事の名の下に内府を招くを可とす、と。

利家はこれに對し、前日内府を招くも來らず、再び内府の爲めに辱を受くるに忍びずと答へたが、長盛は固く利家に對して家康を招くべきことを慫慂し、恐らく内府は前日の招きに應ぜざりしは、度量少に似たりとて後悔の色あるべきに依り、苟くも再び招かば内府も欣然來るべし、と申した。

遂に利家は再び家康を招くこととしたが、此のとき長盛は内府の第に到り、大納言更に姦計を圖る、卿慎みて往くこと勿れ、と力説した。家康は、再び利家を辱しむるに忍びずとして、約束の期に到り駕に乗つて行くべく用意をしたのであるが、長盛は固く其の袖を止めたので、内府は支障に託して復々饗を辭した。

利家の憤慨は措く能はざるものがあつた。茲に於て三成は、利家と其の嗣子利長に對し、窃かに家康を除いて前田氏を天下に推戴せんと志を通じた。前田の姻戚細川忠興は其の非を説いて利長を諫め、一面家康と利家の親交を策した。

そこで、同年三月家康は伏見城より大阪に赴き利家に面會せんとしたが、此の時も三成は其の行を阻止せんとして、盛んに流言を放ち、福島正則も亦家康を諫止し、大阪は奸人の巢窟なるを以て行くを不可なりと進言したが、家康は大いに道中の警備を嚴にし、三月十一日大阪城内の前田の邸に入つた。

利家の第二子利政は、此の機に乗じ内府を殺害せんとして、短刀を佩びて家康に接近したのであるが、兄利長の爲めに制止せられたのである。

家康は利家の邸を辭して、大阪中島に在る藤堂高虎の邸に入つた。

三成以下の五奉行は、此の時、小西行長の邸に在り、今已にして内府と盟締協和したるを以て、兩氏離間の意圖は破れたるに似たり、今夜急に藤堂の邸を襲ひて火を縦ち家康を失ふに如かずと謀議し、長束正家は先づ謀者を發して藤堂邸を窺はしめたが、謀者の還り報する

ところに依れば、中島の邸の内外は炬火を連ねて明るきこと晝の如く、到底軍兵を入るの餘地なしと云ふにあるを以て、遂に事を止むるの外はなかつた。斯くて家康は大阪を辭して無事伏見に歸城したのである。

三成は、其の謀計を成就する上には、智略の將細川忠興を一味の腹心とするの外なしと斷じ、前田玄以をして忠興に説かしめ、大封を與ふることを相約して、家康襲撃の舉に加擔すべきことを勧めしめた。

忠興は玄以の勧めを受くるや暗にこれに應じ、一面其の實を徳川諸將に告げたところ、諸將はみな、伴りて三成の議を聽き入れて其の謀を探るを可とす、とのことであつた。

これを以て忠興は直ちに長束正家の邸に於て三成に會し、内府を除くの策を問うた。三成の曰く、

我れ家康の伏見の邸を謀知するに、邸内の兵は二千にして邸側に在る官部氏、福原氏は何れも吾が與黨に屬し、然も其の宅地は頗る高きを占む、先づ吾れ自ら衆兵を率ひて官部、福原の邸に據りて火箭を發せば、家康必ず之を避けんとし、其の出づるを待ちて銃を以て

襲はば、家康如何でか敵せん。

と。そこで忠興は、其の時機を問ふと、三成は答へて、今夜急襲すべし、と云ふ。忠興これを聞くや、頗る憂慮したのであるが、敢へて顔にこれを顯はさず、徐ろに、

内府は豫ねてより其の兵を訓練し居れり、其の銳兵二千死を決し出でて鬪はば、急に勝を制すること難からむ。且つ火箭を放つには地の高低に拘はることなし、徳川も亦苟くも吾が方の計を謀知し居たらんには、我が火箭を放すより先に、彼も亦火箭を放つの計を成せやるも知れず、是實に策を得たるものには非ず。而して我に一策あり、我先づ違兵二千を以て君の爲めに先鋒となりて伏見城に突入死戦せん。次いで君は大眾を率ひて、敵の斃れるに乗じて撃たば、克く勝を制すること必定なるべし。

と。これに對し三成極力否となして争つたが、忠興も亦固く自説を採つて譲らず、互に議論して其の決せざる内に遂に夜が明けた。これ實に忠興が家康の危急を免れしむる爲め、故意に三成と論争して、進撃を遷延阻止したのである。

斯くて翌朝忠興は馳せて、加藤清正に告げ共に相携へて家康に見えて事の狀を報じた。

三月二十六日家康は直ちに伏見向島の邸を修築してこれに移つて事なきを得た。

大谷吉隆は此の諸奉行の謀を聞くや、増田長盛に向ひ、熟々諸公の爲す所を視るに、太閤の嗣君の利を務めずして専ら内府を害せんとのみ圖る、内府苟くも嗣君に二心あるならば、其の罪あるを俟つてこれを討つべく、此の時に於ては天下の士誰か嗣君を棄てて内府に歸するものあらん、然も今我よりして内府に事を挑むは、内府に取りて好餌を與ふるもの、實にこれ自ら禍に陥るのみならず、嗣君をして禍に陥らしむるものである、と説いた。

諸奉行等は既に事泄れたるを知り、皆僧服を著し豊後橋に於て家康に謁して罪を謝した。

征韓七將の淺野幸長、黒田孝高、加藤嘉明、福島正則、池田輝政、細川忠興、加藤清正等は素より三成と隙あり、家康並に利家に對し、三成を誅せんと乞うたが共に許さなかつた。

閏三月三日、利家大阪城に薨するや、七將これを機として三成を除かんとした。三成大阪城を退出せんとし、要撃の企あるを知るや間行して浮田秀家の邸に入つて難を免かれた。次いで三成に親睦せる佐竹義宣は、急に伏見より大阪に至つて三成に對し、内府に罪を謝して命を乞ふべきを勧めたので、三成は女装して内府の伏見の邸に入つて命を乞うた。茲に於て

家康も伊奈圖書を使者とし七將を慰諭し、治部已に窮して我に投ず、窮鳥も懷に入れば獵師も亦撃たず、豈これを殺すに忍びんや、且つ諸君の私恨を以て重臣を誅せんとするに焉んぞ、我これに従ふべき、諸君敢へて其の意を達せんと欲するならば、我當に治部を助けて諸君と決戦するの外なし、と告げたので七將も驚き家康の慰留に従うた。

而して中村一氏、酒井重忠は尙かに三成を諭し、衆議紛々たるを以て、奉行職を去りて國に歸り、幼主の爲めに躬を屈し以て國家の靜安を圖るを可とする旨勸説した。

三成は熟慮を乞ふ旨猶豫を求め、一面密使を大阪城に馳せて上杉景勝に事を報じて善後策を問うた。

景勝は直ちに毛利、島津、浮田、佐竹等と會して協議し、治部は内府の命を聽くが如くして歸邑して世變を窺ひ、上杉、佐竹も皆歸藩して兵を集めて關東八州に擾亂する、内府必ず自ら討伐に乗出すべく、茲に於て毛利、浮田、島津は群起して其の背後を扼し、輒ち東西よりつつむべく、從軍の諸將は其の妻子を大阪城に人質とせるを以て、大阪に加擔すべく、内府遂に孤立し腹背に敵を受くるに至り、假令勇智ありと雖も降を求むるの外なし、天下は得

て圖るべきであると決し、此の旨を三成に還報せしめた。

斯くて三成は其の封地佐和山に退いた。同年七月七將等も皆歸邑した。

九月七日家康は重陽の節を以て、大阪城に秀頼に謁せんとした。三成佐和山城に於てこれを聞き、密使を増田長盛、長東正家に遣はして秘計を授けた。是に因り兩人は家康の館舎を訪ひ、加賀黄門利長は淺野彈正長政と通謀して内府の入城に際し、彈正は伴りて内府と博戯して其の手を拉し大野治長、土方雄久等は機に乗じ内府を刺さんとの企ある由と告げた。從者本多正信は家康に對し、宜敷く疾ありと稱して入城を止め、伏見より兵を徹して歸るに如かずと勧めたが、井伊直政、本多忠勝、榊原康政等は、入城せざるに於ては曲は我に在ることとなるべし、臣等從ひて死守せんと進言したので、家康も其の議を入れ兵三千八百を徴して九日入城したが、家康の堂に入るや其の從者十餘人も亦堂に登つた。門衛の士これを制止せんとするや、直政聲を勵まし、内府頗る戒心あり、關東の野人は禮節を知らず、と號して堂々進んだ。

此の時長政は已に讒ありと聞き、入城出仕しなかつた。

斯くて家康は、我と秀頼が伏見大阪に隔絶するは奸入り易し、寧ろ密近するに如かずとして、大阪西城に入つた。而して十月には治長を下野に雄久を常陸に放ち、長政を武藏府中に入らしめたる上、前田利長を伐たんとしたが、細川忠興並に利長は罪を詫び、異心なきを表したので事止んだのである。

翌くれば慶長五年（二二六〇）一月、内大臣家康は大阪城内に於て諸將の參賀を受けたが單り東北の上杉景勝は病と稱して大阪に詣らない。伊奈圖書は往つて諭し、僧承兌は書面を以て諭す處があつたが、景勝の返書には、予は太閤の遺旨に従ひ東陸を鎮守すべきのみ、何んぞ内府の令に願使せられんや、と云ふにあつた。五月遂に家康は激怒して、東征の軍を起したのである。先づ東國の地圖を案じて伊達氏を信夫より、佐竹氏を仙臺より、最上氏は米澤より、前田、堀、村上、溝口の諸氏を津川より向はしめ、家康自ら爾餘の諸將を督し白河關より向ふべく軍議した。此の時堀直政は進言し、白川の路は險絶し所謂一夫關に當れば萬夫も過ぎるなし、恐らく進み難かるべしと唱へたが、家康は、彼に於て一槍を執らば我も亦一槍を執る、何の難きかあらんと唱へて軍議を決した。

斯くて伏見城には鳥居元忠を留守の將とし、松平近正、内藤家長、松平家忠を副將として殘し、六月十七日軍を率ひて伏見を發した。途上近江國水口を過ぎるに當り、城主長東正家は家康に饗せんとしたが、偶々風聞あり正家異謀を抱けりと、家康饗を受けずして婦人の駕に乗り城下を過ぎた。正家頗る驚愕し土山に家康を逐うて謝した。七月二日江戸に入り、大いに諸將を饗し數日休養せしめ、軍令十三條を下した。

家康の東征するや、石田三成は吾計成れりとして居城佐和山に於て舉兵の謀事を圖つた。此の時、大谷吉隆が、東征軍に加はる爲めに敦賀より垂井に至るや、三成は榎原某を使者として佐和山に招かしめて、西國大名を擁して家康挾撃の計策を告げた。

然るに吉隆はこれを不可とし、事を擧ぐべからざるの理由五點を論じて諫止した。

第一に、内府は早くより武田、北條の諸豪と角逐して兵機に長ず、太閤の英略を以てしても終に加ふること能はざるものがあつた。況や今人に於てをや。

第二に、内府の所領は國富み兵強し、他の諸大國これに比すべきものなし。

第三に、内府の資望は諸侯服して重しとす、子の微力卑位を以て事を首むると比すべから

ず。

第四に、内府の臣僚には、熊虎の飛將多し、昔織田右府、諸家の將卒を選みて其の像を圖繪せるに、徳川氏は參河一國にて十九人を獲たり、今已に其の幾倍なるやも知れず、我が將士これに類するものなし。

第五に、徳川氏の將士を撫すること一日に非ず、部屬精銳にして國と生死を始終せんとする志は勝けて數へ難し、若し將士事に死せば襁保の遺孤に祿を加へ、上下の親附恰も膠漆の如きものあり、我が方はこれに比し互合の師たらずや。茲に宜しく事を止むべし。

と唱へた。併し三成は、我既に豊臣恩顧の西道諸將と事を約して止むべからず、且つ諸大國皆内府を仇とせるを以て、懼るるに足らず、と主張した。

此の時吉隆は、頗る長大息し、子に此の謀事あらば何が故に早く予に告げなかつたか、早く知り得たらむには、予は内府の東征に託し、兵を率ひてこれに従ひ長東大藏と挾撃し、其の一撃を以て獲べかりしに、今や既に内府は東遷したり、是實に虎を野に放つもの、と述べて佐和山を去らうとしたが、低回これを久しうして懷ふに、治部と共に太閤に仕へ來りて、

其の舊交忘れ難きものがある。三成が計成らざることを知つてこれを棄つるは、義に於て忍びざるところなりとして、遂に再び佐和山に引還して、三成の謀議の師となつた。

斯くて三成、正家は大阪に至り、増田長盛と議を定め、遠近諸大名に對し、内府既に罪形ありて嗣君命を下してこれを討つ、宜しく太閤の恩誼を思ふの士は悉く來つて協力すべし、と飛檄した。

毛利輝元以下侯伯來會する者四十餘人三十六國に及んだ。併し小早川秀秋は嘗て三成の讒を受けて秀吉に罪を受け、家康に救はれたる舊誼ありて隱に報效の志を藏し、偽つてこれに應じたものである。

而して東西諸侯の妻子は皆大阪に在つたが、三成はそれを皆城内に入れて質とした。毛利輝元、増田長盛は大阪城の守將となり、浮田秀家、小早川秀秋、島津義弘、鍋島直茂は兵四萬を率ひて田邊城に向ひ、小野木重勝は兵二萬を率ひて田邊城に、毛利秀元、長束正家、安國寺惠瓊は三萬人を率ひて阿濃津に、京極高次は二萬人を以て北陸道に向うた。

長盛は使者を伏見に遣はし、島居元忠に對し、大阪の大兵先づ伏見を攻む、城は元豊臣の

有なるを以てこれを棄てて去るも誹議するものなし、吾元子と共に内府の眷顧を受くるに依り敢へて告ぐると、書信したが、元忠は城兵二千と共に固守に決し、直ちに關東に急使を馳せた。秀秋、義弘は元忠に款を通じ城に入りて共に守るべしと云つたが、元忠は敢へてこれを肯かなかつた。七月二十日、小早川、島津、浮田、鍋島の軍四萬は伏見城を圍んだ。

東國に於ては、七月二十日家康は江戸を發し、二十四日下野國小山に陣した。當日伏見城より使者到つて大阪の急變を報じたので、中納言秀忠は宇都宮より引返し、少將秀康も結城より來つた。

家康は東征の諸將を會し、井伊直政、本多忠勝をして命を傳へしめて曰く、大阪の將吏、景勝と謀を通じて關西大いに亂る、大阪方は諸將の妻子を質とし、言を幼主に託して奸を圖る、諸君既に其の奸を知ると雖も、人倫の情義として違ひ難きものあるべし、若し西軍に歸せんと欲せば吾毫もこれを憾まず、去る者には芻糧を資與すべし、と傳へしめた。

福島正則卒先して答へた。三成の不軌を圖るは幼主の知る處に非ず、臣等焉んぞ三成の願

使を受けて内府を敵とすべけんや、と。諸將皆これに従つた。

此の時遠州掛川城主山内一豊も亦東征軍に従つてゐた。而して其の妻は大阪城に質と爲つてゐた。同女は江州淺井氏の家士若宮友興の女であつて、一豊が未だ猪右衛門と稱し織田信長の卒たりし時に、鏡底に秘した十兩を以て駿馬を需めしめて夫の名を爲さしめたと謂ふ美德もある位で、頗る女傑であつたと見え、此の時大阪城内より一家士を使者として大阪の異變を情報した。而も書を折り疊みて家士の笠の紐により込んで、一豊の許に密報したのである。これは家士が中途西軍の中に於ても事の漏泄を防ぐ爲めに出でた所置であるが、其の用意周到なること、並に女としての考智發明なることは實に驚嘆に値するものである。

一豊は使者よりこれを得るや、紐を解かずして家康に獻じた。家康は是を以て大阪の状恰も觀るが如しと賞めたとのことである。斯くて家康は上杉に對しては、伊達政宗、最上義光に託する處あり、秀康を江戸城の留守とし、秀忠は中仙道より、福島正則を東海道軍の先鋒として大阪に向はしめ、西征の軍を進めた。更に大いに間者を放ち、九州の黒田孝高、加藤清正に書信を遣して、大阪加擔の諸藩を離間せしめる方略を授けた。

孝高は先づ、小早川秀秋に書を送つて内府に通すべしと諭したので、秀秋は直ちに伏見より書を小山に送つて罪を謝した。次いで伏見城は、西軍方に於ては一鼓して取るを得べしと稱してゐたが、元忠死守防戦し、十晝夜に及ぶも陥らない。處が城内に甲賀人多數あり、長束正家の部兵と相識つてゐたので浮田秀家は矢文を以て内應を勧め、且つ若し聽かざれば汝等の所從にして正家に部屬せる者を磔刑せんと、傳へた。

八月一日遂に甲賀人は西軍に内應し、城内に火を縱つた。元忠以下死力を盡して闘つたが衆寡敵せず、遂に自害して城は陥るに至つたのである。

また三成は信州の眞田昌幸に書を送つて、伏見の捷報を傳へ東山道を固守せば信濃全國を賞封すべし、と傳へた。又北陸に前田利長を誘うたが敢へて應じなかつた。

八月十三日家康軍の先鋒五萬は清州に入り、西軍の總勢十八萬は、大垣城を根據として附近に屯營した。

偶々東軍の先鋒中には、諸將の西軍と款通する者ありとの流言があつた。先鋒の監軍井伊直政、本多忠勝等は頗る焦慮し、使者を江戸に遣はして内府早く西下して軍情を靜むべしと

申した。八月十九日家康の使者村越吉直は來つて、内府は病を以て出馬せずと傳へた。二監大いに驚き、此の言を軍中に傳ふる時は諸將解體離散の虞れありと稱したが、吉直は敢へて諸將に對し内府の言として、諸公は久しく櫛風沐雨して苦み予も亦疾あり、急に軍を進むべからず、と傳へた。併し福島正則、加藤嘉明、池田輝政等は進取あるのみと唱へ、先づ大坂城を攻むるが如く聲言して敵勢を三分せしめて、遂に岐阜城を陥れた。

家康は此の捷報を得るや、以て西征の士氣奮へりと知り、九月一日兵二萬五千を率ひて江戸を發し、十一日清州城に入り山道軍を俟つたが來ないので、十三日岐阜城に入つた。此の時、一家士は巨大なる柿の實を家康に獻つた。家康は是を手を受け揚言して、大柿我が手に落つ、と唱へた上、これを地上に投げたので、近臣は相争うてこれを取つて、士氣大いに昂つた。斯くて翌十四日赤坂に到つた。

此の時西軍の偵察者は、赤坂に白旗多きを見て家康の西征し來れるには非ざるかと大垣城に在る西軍の總帥浮田秀家、石田三成に報じた。

併し秀家、三成は軍中に對し、内府は上杉、佐竹の軍に阻止せられて俄かに來る能はず、

と揚言せしめた。

次いで家康は戰略として、大垣城は壘壁壯固にして兵食足り、將帥秀家も亦謀事を諳じ、義弘、行長、正家、吉隆等戮心持重するが故に、これを攻むるは我が兵の損耗である、獨り三成は輕忽にして多衆を恃む、これを外地に誘ひ、秀元、秀秋をして其の後方を襲はしめれば一戰にして盡にするを得べし、と案じ、正午に大將の旗を岡山に建てた。

三成、秀家皆丘上よりこれを望見し、偵騎又來つて家康の來れるを報じたので西軍の諸兵恟々となつた。三成の勇臣島勝猛は策を立て、伏兵を一色村に置き、輕銳の士を株瀬に遣はして東軍中村一榮の軍を犯してこれを破つたが、家康これを見て直ちに直政の軍をして救援せしめた。

此の時秀家は、大垣城の守備を嚴にし、輝元の來るを俟つて挑戰すべしと稱し、正家、吉隆もこれを支持したが、三成は孤城を坐して守るよりも出でて決戦すべしと主張し、議は決しなかつた。家康この由を知るや、敵の敢へて大垣城を出でざるにより、幾程の兵を置き直ちに西して大坂城を取らん、と流言せしめた。

大垣城の諸將は是を聞き直ちに城を出でて決戦せんとした。秀家は關ヶ原に陣し、義弘は菩提山より赤坂の北方東軍の背後に向ひ、三成以下は分ちて三軍に配備した。正則に従ふ偵察者法齊なる者走り來つて敵既に城を出づと報じた。彼は敵騎の馬糞を拾つて其の温きに依つて斯く知つたのである。正則は急ぎこれを家康に報じた。家康は、敵今や我が術中に墮ちたりと笑つた。

十四日、右の情狀を得て、即夜東軍は七萬五千の部署を定め、一面奥平貞治を松尾山に遣はし、小早川秀秋に對し戰酣なる機に内應を約さしめた。

九月十五日未明、天氣頗る大霧にして殆ど咫尺をも辨ぜない、東西兩軍關ヶ原に遭遇して大會戰となつた。西軍屢々烽を擧ぐるも、秀元敢へて動かず、東軍砲を發するも秀秋敢へて應ぜず、兩軍互ひに進み互に退き、勝敗未だ決しなかつた。

午刻、奥平貞治は頻りに促す處があつて秀秋は兵八千を以て松尾山を下り、大谷吉隆の右翼を突いた。脇坂安治、朽木元綱、小川祐忠の軍も亦秀秋に響應し、吉隆の軍敗れ、西軍潰走のやむなきに至つたのである。關ヶ原の敗報大阪に至つて内外色を失ひ、輝元、長盛何れ

も降を乞ひ、十月一日三成、行長、惠瓊は六條河原に斬られ、正家も三條河原に梟首された。秀頼は尙ほ幼にして議に預らざるを以て、罪しなかつたが、同年十二月家康は論功行賞を行ひ諸功將の封祿を定めた。

慶長六年三月、秀頼、秀忠共に權大納言となり、慶長八年二月家康は征夷大將軍の宣下を蒙り、右大臣に昇任し淳和英學兩院別當源氏の長者となり、隨身兵仗を賜ひ、名實共に天下の霸權を握るに至つた。四月秀頼内大臣となつたが、未だ十一歳である。六月秀忠の女千姫は秀頼の婦人となつた。慶長十年、四月家康辭職して、同月十六日秀忠征夷大將軍兼内大臣となり、秀頼は右大臣になつた。

慶長十五年秀頼は方廣寺再興の工を起し、十六年三月家康は京都二條城に引見した。加藤清正は匕首を懷にして秀頼を護衛した。慶長十九年三月秀忠は従一位右大臣となつた。豊臣舊臣は秀頼をして關白たらしめんとしたが、家康已に武臣の官位は將軍職の奏請に依るに非ざれば不可なる旨進奏してこれを阻止した。

秀頼の臣大野治長は淀君に通じ、陰に兵を擧げて豊臣の舊業を興復せんと志し、織田長益

にこれを謀つた。長益は書を前田利長に贈り、先君の遺命を重んずるならば大阪に來つて嗣君を輔けられよ、城内今や甲仗豐足し、福島正則の貯穀數萬石あり、以て事を爲すに足ると稱したが、併し利長は疾なりと稱してこれを辭し、其の書を直ちに家康に呈した。

四月に方廣寺の工成り、八月三日を卜して落慶式を行ふこととなつた。京師に訛傳あり、秀頼方廣寺に供養するは徳川を呪咀するものであり、鐘銘既に忌諱に當る、と。同寺の巨鐘の銘は東福寺の僧清韓の撰する處であつて、其の中に、

國家安康

大小釋迦迭爲主伴

右僕射源朝臣家康

等の語があつた。林信勝、僧天海等、家康顧問の儒佛二道家はこれを按じて、交々に呪咀なりと斷じた。家康大いに怒り京都所司代板倉勝重に命じて落慶式を停止せしめ、清韓を捕へて糾問せしめた。

八月に至つて、片桐且元は大野治長と共に大阪の使者となつて駿府に到つた。家康則ち治

長を大阪に返し、且元を召して頗る叱責した。且元頗る陳謝に努めたが家康の激怒は止まない。此の間、淀君の使者大藏卿局及び正榮尼の二女も亦鐘銘陳辯の爲め駿府に到つたが、家康は二女に對しては鐘銘に關し片言もこれに觸れることなく、溫言を以て大阪城中の模様を聞き且つ江戸に到らしめて返したが、一方本田正純、僧天海をして益々且元を責めしめた。且元は頗る辯疏に窮し、大阪の難を救ふ爲め東西和解に三策を案じた。

- 一策は、淀君を質として江戸に送り、妹なる秀忠の室と同居せしむること。
- 二策は、秀頼を移して江戸に居らしむること。
- 三策は、秀頼を大阪より避けて他所を占めしむること。

の三案であつた。且元は大阪に還つてこれを秀頼に進言し、第一案を以て上策とした。

二女は駿府の内府、江戸の將軍、何れも溫言以て迎へて鐘銘を責むるの辭なしと陳べ、且元は正に徳川と通じて大阪を賣る者なるべしと進言した。淀君も亦秀頼の生母として關東に屈辱すべき謂れはないと稱し、大野治長、渡邊胤等は且元を誅せんと謀つた。且元は遂に大阪城を退き大和川上に於て七組の隊長と訣別するに當つて、述懐して曰く、

吾れ苦心し籌を運らして豊臣氏の榮を計らんとして事茲に至り諸君と別離の情に堪へず、吾が上策にして聽されるならば、則ち徳川に請ひて江戸の郊外の地に第を築き故らに其の規模を宏壯にし以て數年に至り、嗣君壯なるに及び、前將軍老廢の期を以て事を謀るべきなりしなり、而も區々の心未だ盡く明を盡さざるに俄かに事既に茲に至る。

と、因つて相擁して泣哭し、遂に居城茨木に歸邑した。

十月京都所司代板倉勝重は大坂騷擾の眞否を確かむる爲め、伏見城の留守居松平定勝、井伊直孝等と謀り謀者を大阪に放つて消息を窺はしめて駿府に報じた。前將軍家康偶々猿樂を觀覽してゐたが直ちにこれを撤去し、孺子終に覺らず除かざるべからずと豪語した。

既にして大阪城には治長誦藩の亡命者を糾合し兵數十萬に達した。大阪城下に關東の穀量五萬石の貯藏があつた。勝重は使者を以て大阪方に對し、大阪に異謀ある趣なるが、爲めに食糧を如何すると問はしめた。大阪方は其の議なしと唱へたので、巧みにこれを悉く京師に送せしめ得た。一面淀、葛の葉に關を設けて士人の往來を嚴に檢警した。

十月五日家康は且元に褒詞を送り、大阪城退去の狀神妙なりと賞したので、七日且元は家

人小島庄兵衛等を使者として駿府に遣はし、關東に二心なきの意を表し、長子孝利、次の子吉助を質として勝重の許へ送つた。且元は全く家康の内間となつたのである。

大阪の秀頼は手書を以て諸藩主を招いたが、前田利常以下皆使者を縛して、書を家康に獻じた。

十月十一日家康は駿府を發し、二十二日京師に着き少將忠直の二萬騎、前田利常の三萬の兵以下も集まつた。

此の間大阪の間者は京師に入り、家康の駕を窺ひ狙ひ、二條城を焚かんとするの流言があつた。十一月一日、所司代板倉勝重は果して間者一名を捕へた、これは渡邊糺の屬士にして母を養ふの資なき爲め、金百兩を得て間者となり鐵砲を携へて二條城邊を窺ひ家康を犯さんとした者である。家康これを聞き、老母を養ふ爲め死地に入れるは孝子なりとし、特に死罪を助命して獄内に繋がしめた。十一月四日、且元は大阪城の地圖を家康に獻じたので本多忠純、成瀬正成、安藤直次、板倉勝重はこれを閱覽して軍議を凝らし、五日且元をも召して密議に預らしめた。これに反して大阪方も治長以下陣議に及んだ。

真田幸村は獻策して曰く、
内府は天下に檄して來攻す。これを坐して待つは不可なり。寧ろ奇道を圖るを是とす、先づ關東東北の兵の強半の至らざる前に大旆を天王寺に出すべし、予は毛利勝永と共に先鋒となりて山崎に出で、長曾我部盛親、後藤基次の軍は大和路に出でて宇治橋を扼し、進んで伏見城を抜き、火を京洛に縱ちて天下の衢路を閉鎖せん、然らば西國の諸侯必ず來つて我に屬せん。

と。後藤基次遮つて曰く、

計は善しと雖も萬全に非ず。大阪本城は壯固無比、天下の兵を受くと雖も三五年は支ふるを得べし、斯くせば敵必ず内變を生じ、諸侯の豐臣先君の恩顧を思ふ者は必ず吾軍に款を通すべし、何ぞ必ずしも遠征の要あらんや。

と述べたので衆議是に一決した。此の間福島正則江戸に在つて、窃かに大阪に通じ、其の需めに應じて、封土安藝より穀五萬石を大阪城へ運輸せしめた。又其の甥正守、正鎮は皆大阪方に左擔した。家康の命を受けた竹中重信は江戸に至つて正則を諭示する處があつたので、

正則は秀頼に對し書信を認め、

郎君の關東に忤ひて兵馬を動かすは是滅亡を速かならしむるもの、願くは、淀君を奉じて關東に奉り以て無事を計るべきである。然らざれば老奴は東軍の先鋒となつて一擧に大阪城を抜くの外なきなり、豐氏の安危將に此處に決せんとす。郎君願くはこれを熟計し、悔を千代に残す勿れ。

と勧めたが、秀頼は敢へて答ふる處はなかつた。竹中重信は更に安藝に入り、正則の子正勝並に家老福島丹波、尾關石見に説く處があつて、正勝を關東に投ぜしめた。

十一月、藤堂高虎は東軍の先鋒と爲つて住吉に布陣した。大阪方の將郡良列は、高虎の孤軍なることを知り急に襲はんとし、又間諜を江戸と京洛に放ちて秀忠、家康の營に火を縱たんと唱へたが、治長等は用ひなかつた。

秀忠は十月二十二日、江戸を發して十一月十日伏見城に入り、翌日二條城に赴き乃父家康を訪うて軍議を爲した。十一月十七日、家康は住吉に入り秀忠は平野に陣した。東軍五十萬の兵は大阪城の四面に迫つた。治長は頻りに間者を發し豐臣恩顧の諸將を誘うた。二十一日

夜住吉に在る東軍の騎兵は管外を巡邏中に怪しき一卒を捕へたのでこれを糺した處、件の兵は藤堂の陣に赴く途上なる旨答へた。騎士は件の者の身體を検索したが、果して書狀一通を携へてゐたので、これを披き見るに秀頼の直筆を以て藤堂高虎に宛てたもので其の内容は、家康、秀忠の二魁首等軍を率ひて大阪に入れるは、子の良く謀計中に陥入りたるものである、此の上は速かに東軍中に於ける大阪と款を通ぜる諸將をして其の退路を絶たしむべきである、事成るの曉に於て加封することは前約の通りである。

とあつた。騎士は直ちに右の書狀を家康に獻じた。家康これを見て、これ實に彼が我を離間せんと圖るの書であるが、淺智笑ふべきであると述べて直ちに件の書と卒を高虎に與へた。高虎即ち件の卒をただしたところ、果して大阪方の間諜であつて、高虎を離間せんとせる事實を知つた。そこで、その兵の手足の指を切り、其の額には「秀頼」の文字を黥し秀頼に返り報ぜよ、と申向けた。

城兵また、池田利隆を誘ひ、内應せば備前、播磨、美作の三國に封せんと告げたが、利隆は件の使者を捕へて家康に獻じた。

家康も亦城内に使者を遣はして和を請はしめたが未だ應ぜない。眞田幸村の叔父信尹は東軍に屬するを以て、秀忠は信尹を介して幸村に降服を勧めしめた。幸村これに答へて曰く、關ヶ原の役に予等父子西軍に屬し、寡兵を以て大軍に當り軍敗れて山野に伏匿したが、右府は臣を陋劣とせずして召抱へ、今授くるに數千の兵を以てし、一面の將たらしむ、これ臣を知るに依る。士は己を知る者の爲めに死すのみ、臣死すとも背く事能はじ。と答へた。家康は更に信濃の封を以て誘うたが、幸村は頑として拒み、

臣は一死右府に報ずるを知つて其の餘を知らぬ。若し東西兵を弭めなば臣將に叔父に寄食せむ、否らざれば日本の半を受くと雖も命を奉ずる能はじ、願くは叔父復來ること勿れ。と答へた。家康更に木村重成に降服を勧めたが、彼も敢へて應じなかつた。

十二月に入つて東軍は、大阪城の三の丸に肉迫した。本田正純は家康の命を受け、金工光次を使者として城内の織田長益、大野治長に書を遣はして和を請はしめたが拒否した。

藤堂高虎は城内の南條光明に對し、矢文を射て内應を勧めて相約し、高虎の兵を導かしめんとして四日の黎明を其の期とした。城内これを知つて光明を誅し、然も南方壁上南條氏の

旗幟を立列べ銃陣を布いて至るを俟つた。藤堂の兵これを知らず、井伊前田氏の軍と共に南壁に迫るや、城門より銃口を注いで前軍鏖殺された。

十二月六日、秀忠は岡山に、家康は茶臼山に陣し、頻りに連珠砦を築き、城外の濠水を涸渴せしめ、或は諸將に令し城内に書を射込まして降る者には賞を與ふと告げしめた。城中信疑相半ばし、更に金工光次を入城せしめて和を請はしめた。

京極高次の母常光氏は、淀君の妹であるが、京師より大阪城に入つて淀君に會ひて和議を勸めた。十八日、片桐且元の軍は京橋の備前島にあり、此の日太閤の忌辰なれば秀頼が城内の詞堂へ來詣すべしと豫想し、田付景澄に命じて大筒を放たしめた。其の響は雷霆の如く丸は天主の二重目の柱に當つてこれを折り女官二人打ち碎かれた。傍に在つた淀君は頻る恐怖し、翌十九日遂に和議は成つた。和議の條件は大阪城内の客兵を逐ふことと、外側の空濠を埋めることに在つた。二十日、秀頼の使者木村重成は茶臼山の營に抵り家康に謁して和議は諧うた。

二十日夜茶臼山麓の東軍の屯所に失火があつて、二十餘の營所を焼失した。眞田幸村は大

野治長に對し、これ全く東軍和議に依り備を懈怠せるが爲めなる故此の機に乗じて掩撃すべしと主張したが、治長は承知せず事遂に止んだが、家康は二十四日潜行して京師に入つた。

斯くて二十日以來東軍は十萬の兵を外城に入れて空濠を埋めしむることとなつたが、西南の外濠を埋めて更に内濠をも填むる作事に及んだ。

大野治長は岡山の陣に秀忠を訪うて、約は外濠なりしに拘はらず内濠に及ぶの非を責めたが、諸將は皆大御所の命に依ると答へた。治長は使者を京師に遣はし板倉勝重に依つて約を正さんことを求めた。勝重は約に關與せずと稱して本多正純の許に赴かした。正純は疾なりと稱して面會しなかつた。成瀬正成答へて曰く、

周池は内外の濠を指す、和親既に成る上は何ぞ濠の用かあらん、今内濠を存せんとするは其の意那邊に存するかを解するに苦む。

と、大阪方遂に口を黙し、内濠も亦悉く填めらるるに至つたのである。斯くて所謂大阪冬の陣は壓迫和諧の下に終つた。

慶長二十年（二二七五）正月秀忠も軍を率ひて東歸した。

三月、大阪より青木一重等を關東に遣はし、將軍秀忠の資財より割愛を受けて以て大阪將士の賑恤を給はらんことを乞うたが將軍は肯かなかつた。大阪城中の客兵も亦散せず、頻りに秀頼母子に對して再舉を勧めた。

既に大阪方再舉を企て、近郊近在より米豆の穀類を買集め、内外の濠を開鑿し始めた。又愈々亡命の客士を召し入れた。

三月十六日、京都所司代板倉伊賀守勝重はこれを探知して、駿府と江府に情報した。然も大阪方よりは浪士二三百人を京師に入り込ませ、大内仙院を焼却せんとするの風聞もあつたが、勝重は流言を鎮靜せしめん爲めに、特に平常時と同じく便服で巡行したので上下皆收まり、訛言も亦止むに至つた。一面勝重は京師の防備を嚴にし井伊直孝、藤堂高虎を淀大渡へ派兵せしめて往來を見張らせしめ、本多忠政、松平忠明は京洛東寺附近に陣を設けて大内守護に當らしめた。淀の兵木村勝清は、大阪方が大佛殿再興の爲めに蓄積せる巨材を城中へ運び入れんとするを抑留した。

四月一日酒井忠世、土井利勝等は將軍の奉書を以て、五畿内諸大名に對し、大阪城の落人

は男女老幼を問はず搦め捕ふべく隠し置く者は曲事たるべし、と令した。

四月二日、片桐且元は其の子孝利と共に駿府に入つた。四月四日、遂に家康は大阪再征の軍令を下すと共に、駿府を發して西下した。九日秀忠も亦江府を發した。

當日大阪方に於ては大野治長は本丸より退出に當り、賊今倉孫三郎の爲めに左肩を斬付けられたが、從者岡山久右衛門等の防禦に依つて難を遁れた。孫三郎は、成田勘兵衛の部屬の士である。勘兵衛は、治長の弟大野主馬治房の所屬である。成田は當日自邸に火を放つて自害したから真相は糺明されなかつたが、治房が兄治長の威を猜んで刺客を入れたとの風聞があつた。

四月十三日、大阪方は防戦の軍議を決した。四月十八日、家康二條城に入り、二十一日秀忠は伏見城に入つた。

五月二日、江州代官鈴木左馬助は戸田八郎右衛門なる者に殺害せられた。鈴木の從者は逃げ失せたが挾箱を遺留した。土人これを拾得して京都所司代板倉勝重の許に呈した。

勝重これを披くに、大阪へ内通の密書あり、直ちに鈴木の名古田織部正重宛並に其の一味

二十餘人を捕へて糺明した。古田、鈴木等は夙に大坂に内通し、家康、秀忠進發の後、二條城を攻め、禁裏仙洞を奪ひて京師を焼拂はんと企てたものであつた。

爲めに前將軍等の進發遅延し、五月五日進發したが、三日内にて攻略すべしとて軍糧は三日の用意に定めた。六日より合戦となつたが、果して八日、秀頼、淀君等自害して敢へなく落城した。茲に大阪夏の陣を閉ぢて、遂に覇權全くは徳川に歸したのである。

此の大阪夏の陣の關東方の謀略として特筆すべきは、小幡勘兵衛景憲の事跡である。

景憲は小幡昌盛の三子であり、幼名は孫七郎、其の幼時家康に仕へ、井伊直政と共に秀忠の遊伴となつた。十歳にして武を講じ、文祿四年薙髮し僧となつて出奔し、甲州武田家の遺臣某に就いて兵法を修め後、前田利常に仕へた。慶長五年、石田三成が家康を襲はんとするの頃は、伏見城下に於て家康の邸前を徘徊護衛し、關ヶ原の役には先鋒井伊直政が先手となつて、戦功あり、慶長十三年五月、江州愛知川に於て人と争ひ敵十數人を斬つて勝つ、慶長十九年の大阪冬の陣には前田利常の軍に従つて玉造の陣に於て眞田幸村の兵に向ひ衆に先んじて奮戦した。大阪の守將大野治房は其の力闘を見て頗るこれを偉なりとし、和議なるや潜

に厚利を以て誘ひ大阪方に招いた。景憲は夜中治房の第に入つて其の家士たることを相約した。治房は頗る喜び、密かに告ぐるに大阪再舉の計を以てしたので、時期到らば相應することを諾したのである。

併しこれは景憲が大阪方の祕事を探查せん爲めの詭計であつて、慶長二十年二月密かに板倉勝重に狀を報じた。勝重は松平定勝と共にこれを家康、秀忠に告げたが、兩人はこれに興らざるものとし、景憲をして大阪方の動靜を窺はしむる爲め、隨意に振舞ふことを許した。

三月、大阪方益々反計を企て間使を派して景憲を招いた。景憲先づ勝重、定勝に見えて事を告げた。兩人曰く、

關東の兩公再び來り復諸軍を集むること五十日を出でざるべし。其の間城兵或は京師を侵し至尊を挟みて東向せば恐らく關東力を費すと雖も、勝を得ること至難たるべきなり。汝行きて勗めて、大阪の計を沮むべし。

と、斯くて景憲は大阪城中に入つて、陽には軍師の一人となつて軍議に與つたのである。時に眞田幸村は、

家康、秀忠の西征前に於て先づ京師を急襲し、天子を戴きて以て天子に令して徳川を伐つを可とす、今城内外の濠既に埋められたるを以て、城を頼みて據るは便宜に非ず。

と説いたが、景憲は、幸村の獻策を極力阻止し、

大阪城を固守すべし、城を棄てて師を出すは不便なり。

と進言して譲らなかつた。治房、治長共に其の議に従つて、幸村の主張は容れなかつた。

城中に於ては、爲めに頻りに、景憲は謀賊であるとの風説が起つた。治房も大いに驚き直ちに甲兵を發して、景憲の旅舎を圍ましめた。然るに景憲は笑語して自若たり、異謀あるが如き態なく、畏懼の狀もない。

そこで治房は景憲を召したが、彼は一奴を伴ひ悠然として治房に見え、敢へて平時と變らず、毫も謀者の風が見えない。仍つて治房は、風説の如く關東の謀者には非ずとして、彼を堺浦に置いて時々來見せしめた。

併し景憲は大阪の動靜消息は悉く松平定勝、榎倉勝重に報じたのであるから、前述の如く勝重は京師の警戒を嚴にしたのである。

夏の陣終るや、景憲は慶長二十年、即ち元和元年六月、伏見城内に於て將軍秀忠に謁して家人に加へられ御使番となり元和二年八月五百石を賜り、寛文三年二月二十五日に九十二歳を以て歿したが、其の祖述せる甲州流軍學の門人には、北條氏長、山鹿素行等がある。

第十一章 北條流、山鹿流の兵學に於ける間諜論

元和偃武後と雖も、徳川代々の將軍が兵事武道に用意獎勵したることは普く世の知るところである。

徳川泰平三百年は、實に戈を止むるの武の一字に依つて維持されて、以て文運も亦興つたものと看做すことも、而く皮相の觀ではない。

従つて其の當時に於ては、各學派の儒者、文學者と雖も、亦武道に通曉せざる者は殆どなかつたのである。

中江藤樹の文武問答、荻生徂徠の政談、大宰春臺の經濟錄、渡邊華山の慎機論、室鳩巢の駿臺雜話、佐藤一齊の言志四録を始め、井原西鶴、瀧澤馬琴の小説稗史に至るまで、比々として兵制、武術、國防の事に及んでゐるものはないのである。

而して此の間に、兵學を以て一家を成し聳然傑出せる者に、北條氏長、山鹿素行がある。北條氏長は、慶長十四年江戸に生れた。幼名は梅千代、通稱は新藏であり、後正房と改名したこともあつた。北條早雲の七世の外孫に當る。其の父は繁廣であるが、氏長の四歳の時卒去した。元和七年十三歳を以て小幡勘兵衛景憲の門に入つて兵學を修めた。當時景憲は五十一歳であつた。寛永二年十歳の時、將軍家光の御小姓組に列し、寛永十年に慶元記參考を撰し同十三年兵法師鑑を撰す、同十五年御徒頭となり、島原の亂に軍目付となつて鎮定に功あり、正保元年御鐵砲頭となる。

同二年三十七歳の時、兵法雄鑑五十四巻を撰し、翌年士鑑用法を撰した。

慶安元年新番頭となり、同二年三年の頃、和蘭臼砲手ユリアン・スハーデルに就き砲術を習ひ、由利安牟攻城傳を撰し、承應二年四十五歳の時從五位下安房守に叙任せられ、明暦元年四十七歳にて大目付に進み、寛文十年五月二十九日、六十二歳を以て卒去した。

素行は、元和八年八月二十六日奥州會津に生れ、童名は左太郎、通稱は甚五左衛門、字は高祐にして父は貞以、寛永四年父に従ひて江戸に移り、同七年九歳を以て林道春（羅山）の

門に入つた。同十三年十五歳の時小幡景憲の門に入つて専ら兵學を修めた。寛永十九年二十一歳にして景憲より兵學印免の狀を受け、同年兵法雄備集を撰した。正保三年二十五歳にて松平越中守定綱に兵學を相傳し、翌年紀州家、加賀家の聘を辭した。承應元年淺野長直に君臣の禮を爲し翌年赤穂に到る。祿高千石を受け、門弟四千と稱せられた。明暦二年三十五歳の時、治教要録、修教要録、武教要録を著作し、同年弟四郎左衛門平馬は松浦肥前守鎮信に仕ふ。萬治三年赤穂を辭し寛文六年、聖教要録を世に流布し、保科肥後守正之の忌避に觸れ赤穂に謹慎の身となつた。寛文九年四十八歳にして中朝事實成り、また寛文十三年、七書諺解が成つた。延寶二年武教餘談、翰墨訓蒙を脱稿し、翌年は配所殘筆を草した。同年赦免江戸に歸り、貞享二年九月二十六日六十四歳を以て卒した。

右の氏長、素行は、共に甲州流軍學の祖述者小幡景憲の門より出で、世に北條流、山鹿流を稱せられるだけあつて、徳川時代兵學の双璧である。其の攻學工夫の深奥は、到底余輩如きが一片の紙筆を以て詳解し得られるものではない。茲には北條流、山鹿流祖の著作の上に顯れたる間諜論旨を摘記解説するに過ぎないのである。

氏長の兵法雄鑑は、在來の兵學に於ける迷信邪説を排し、實學正道の軍法を説いたものであるが、其の核心は戰術に在り、且つ戰術として、武略、智略、計策の至要を説いたものである。

彼の云ふ計策とは、

歸り忠ノ者ヲツクリ、味方ヲ入レ、敵ノ弓箭ノ格ヲ知り、我形ヲ異ニシテ、敵方ノ人ヲイ
ツハリ、出家町人百姓ノ才覺ナルヲ見届ケ、常々恩ヲ之レニ與ヘ、其ノ國ノ風俗ヲ見、地
利ヲ問ヒ、敵ノ才智ナクシテ好キ所、邪義ニシテ諸民疏ナル所ヲ知り、音物ヲ以テ、邪欲
ノ者ヲ誘ヒ、其ノ敵狀ヲクハシク知ルヲ云フ也

即ち、先づ敵を知つて計るの義である。而して其の三十八卷計策篇にはこれを敷衍して、
敵ノ情ヲ知り、疑ヒヲ定メ、間ヲ用ヒ、間ヲ防グ作法二十一箇條ノ事

一、計策文、書様二箇條ノ事

イロハノ事

一字ノ事

二、カクシ著到ノ事

音請、食物、金銀、米饌ノ事

三、邑ヲカコミ、城ヲ攻ムルニ計策二箇條ノ事

音信、音物、好食物、兵具等ノ事

引出シ歸伏大扱ノ事、大事相傳アリ

四、其ノ國其ノ所ノ人ニタヨリテ地理ヲトヒ風俗ヲキキ、其ノ備ノ過不及、虛實ヲシルベシ

五、敵ノ臣下、宦女ナドノ愛オトロエ、ツミニ當リテ其ノ國ヲ出牢々シタルヲ尋テ、恩ヲ與

ヘ賞ヲ施シ、我臣下トナシ、其ノカクレタルトコロマデヨク尋問シ、我計ノ助トナスベキ

事

六、敵國ヨリ我内ヲウカガウモノアルベシ、其ノ心ヲ奪ヒテ、カヘツテ我タヨリトナス手段

アルベキ事

七、我格ヲ知り、我常ノ作法ヲ定メ、時イタリテ變ヲナセバ、我謀ヲ敵シラズシテ我其ノ事

ヲナスニ利アリ、或ハ敵我心ヲシラズ外ヲミテ是ヲ信ジ手段ヲナセバ、其ノ事タガウナリ

八、我ニ二心ナキ者ヲエラミ、心ヲ合セテ是ヲツミシ、敵國ニ入レテ其ノ内ヲウカガヒミセシムル事

九、彼不レ用シテ外トナリ、或ハ用テ是ヲ内トシ、好デ是ヲ愛シ、惡デ是ヲキラウ、或ハ親ミ、或ハ疎ム、其處ヲシリテ敵ノ情ヲハカルベキ事

十、祕シテ是ヲ迷シ、アラハシテ是ヲ疑ハシメ、敵ノ心ヲ奪フベキ事

十一、敵ノ情ニ順テ逆フコトナカレ、ヨク隨フトキハ事ナルベシ、大事相傳アリ

十二、敵ノ味方ト思フトコロニ我亦シタシミ近テ其ノ心ヲ分チ、敵ノ備ニウタガヒヲ生ズル手段アルベキ事

十三、敵ノ相手ヲ作り、我中人トナリテ、時ヲ知り其ツヒエヲウツベキ事

十四、敵ノ左右ニ賂シテ其ノ情ヲウルトキハ敵ノ臣下モ我味方トナル、金銀財寶ヲヲシムベカラザル事

十五、美色淫樂珍寶ハ能ク人ノ心ヲ迷ハス、其ノ好ム所ヲ愛シテ敵ノ心ニ叶ヒ、アラソウ心ヲ可レ失事

十六、其ノ本ヲ問スルコト不レ叶トキハ末ヲ問シ、内治マレバ外ヲハカル、水ノ流ルル如クスベシ、大事相傳アリ

十七、敵ヲハカリ其ノ親ヲハナスニハ、或ハシタシミ、或ハ疎シ、或ハ厚ク賞シ、亦ハ賂ヲ薄クス、褒貶與奪心得アルベキ事

十八、賂ニ不レ隨、外賢ヲマナブ者ヲバ、高位高名ヲ以テ是ヲ尊シ、順テサガハズ其ノ驕怠ヲ可レ待事

十九、敵ヨリ守テハカリガタキトキハ、信ヲ以テ彼ニクダリ、敵スベキ心ヲ失フトキハ敵我ニ心ヲアハセ生ヲ同フス、ヨク其ノ志ヲ奪得テ、時至テ可レ擊ノ事

二十、愛シテ親ミ、忿テ是ヲ威シ、尊デヨロコバシメ、賤シテイカラシム、其ノ常ヲ變ジテ心ヲ可レ奪事

二十一、聞者ヲバ耳ヲ聳シ、見者ヲバ眼ヲ盲シ、心ヲサマル者ヲバ是ヲ迷ハス、見ハ邑ニツキ、聞ハ音ニヨル、思ハ心ヲ亡ス、大事相傳アリ

右二十一箇條計策ノ法ナリ、用レ間コト五問アリ

- 一、因間也、因ハ縁也、萬物ヨルトコロアリ、其ノヨルトコロニ隨テ是ヲ知ルナリ
- 二、内間也、内ハ心ナリ、其ノ心ヲ知テハカルトキハアキタラザルコトナキナリ
- 三、反間也、反ハ返ナリ、事一定ナラズ循環ノ無レ端ガ如クナル事ヲシレバ迷フコトナシ
- 四、死間也、死ハ隱ナリ、カクレテ形ミエザルナリ、死ハ必ず生トナル、我形シテ見ルトキハアラハルルナリ
- 五、生間也、生ハ陽ナリ、アラハレ盛ナルナリ、其ノアラハレタルヲ以テカクレタルヲ知り盛ナルモノハ其ノオトロフルヲシル、生ノ形ハツクルニ似テ、其ノ不盡シテ傳ルトコロヲシルベキナリ

此ノ五間ハ當流ニ祕密シ、計策ノ大事也とある。

結局、氏長の計策とは、即ち用間策である。而も孫子に淵源し、更に之を實際的に運施すべき方策を例示してゐる。尤も前記二十一箇條の内、一、二、三の項目は家流の口傳として文書には公表してゐない。従つて北條流の祕事の一つである。

次に、士鑑用法は、氏長が將軍家光の命に依つて撰したとの説もある位であつて、兵法雄鑑が、其の師景憲の所説を繼承して戰術の部面を主として説いたのに比し、更に一步進んで獨創を加へ、

兵法は戰鬪のみではない、士の法であり、士の職分を完ふするの法である。國家護持の作法であり、天下の大道である。

となし、其の眞諦は方圓神心に歸一すべきことを強調してゐる。

國家護持の總本として、

治レ内。知レ外。應レ變。

の三格があるとしてゐる。

知外とは、

能敵ノ品々ヲ知テ毎事能備テ可レ勝レ之

一、戰起ヲ知

二、相尅相生

三、敵強弱大小ヲ知

四、國ノ風俗地形ノ品々

- 五、眞草行
 - 六、時節ヲ知
 - 七、常聞、常見
 - 八、廣聞、廣見
 - 九、視、觀、察
 - 十、本覺
- にしてこれを、

能方圓ノ眞理ニ安住シテ神心ノ曲尺ニハヅレズ、當然ノ道理 可隨ト云也。
と説いて、天地の間に於ける道理に立つべきものとしてゐる。

次いで、軍制について、武者分人數積に於て、武者の品々を分定し、忍しのびの武者をも設くべきものとしてゐる。

また、人用捨の項に於て、士臣の才用に從ひ、
智略計策の臣

私云、智略計策ノ臣ト云ハ武士道正法ノ理ニ徹シ、遠キ慮リアリテ思案工夫シ、辯舌明ニシテ謀ヲ能スル臣下ノコトナリ。

兵法ニ通才ト云、或遊士ト云、士ニアタレリ、通才トハ主下拾遺補過。應偶賓客。論議

談話消患解ト結ト云々。遊士ト云ハ主下伺姦候變開闔人情。觀敵之意。以爲中間謀ト云々、亦敵ノ情ヲ知テ間ヲフセグ役人也。

忍者

私云、兵法ニ伏旗鼓ト云、或耳目ト云ニアタレリ、主下伏旗鼓。明耳目。詭符節。謬號令。闇忽往來出入若ト神ト云々。

耳目ト云ハ主下往來聽言視變。覽四方之事。軍中之情ト云也。

隨つて間諜としては、計策の臣たる遊士に當るべき者と、忍者の二者を其の用途に充つべきものとしてゐる。

次いで、

用間行人法

私云、用間行人ト云ハ外ヲ知、内ヲフセグ法也。

として、用間は孫子の五間に依り、

行人

私云、敵國ノ人來テ觀レ覺於我、コレヲ賂テ其事ヲ倒ナラシム、敵ノ亡レ宦者、罪ヲエテ來リ奔於我、其爵ヲ高クシ、其祿ヲ重ウシ、其コトバヲ察シ、其事ヲ復シテ、實ナレバ而任レ之、虚ナレバ而誅レ之、以テキヤウドウトナス。

吾行人ヲシテ敵國ノ君、左右ノ執事、孰レガ愚ナル、中外近臣孰レガ貧、孰レガ廉ナル、舍人謁者孰レガ君子、孰レガ小人ナルト、觀ゼシメ、ワレ其ノ情ヲ得テ因テ隨レ之吾事ヲナスベシ。

三軍ノ密ナル者行人ヨリ密ナルハナシ、行人ノ謀未レ發シテ有レ漏、漏者告者皆コロス、謀レ之日、其藁ヲケヅリ、其草ヲヤキ、其口ヲ鉗ネ、其舌ヲ木ニシ、内謀モラサシムルコトナカレ、擊隼ノ重林ニ入テ其アトナキガ如ク、游魚ノ深潭ニ入テ其アトナキガゴトシ、離婁俛首其カタチヲ不レ見、師曠耳ヲ傾ケドモ其コエヲ不レ聽ガゴトクスト、云々、是行人ノ法也。

とし、

陰書、陰符、一字、陰著到、食物金錢、米錢、音物、音信、大扱

の義は口傳として説いてゐないが、用間行人法の上に秘技のありたるものと思惟せられる。而して、

良將ニアラスシテハ全ク間ヲ用ルコトカナヒガタカラシカ、然ドモヲシテ謂レ之バ、常ニ兵法ノ心懸アリテ、方圓神心ノ曲尺ヲ守リ、少モ私欲ノ心ナク、兼テ聞キ、廣ク見、視、觀、察ノ道理ヲ以テ本ヲタダシ、終ヲハカリ、抑揚褒貶ノ謀略ヲ用、眼東南ヲ看、心西北ニ置、捨テ用、用テ捨、久クナシテヲコトラズバ、人ヲ間スルトモ危キコトナク、人ニ間セラルルコトモナカラシ、是用間ノ法也。

と説いてゐる。

結局、北條流の兵學において、用間行人の法は重要な一項目であり、良將にして始めてこれを全くし得るのであり、國家護持の上に、缺くべからざるの策なりと論じてゐるのである。

次いで、山鹿素行は、氏長と共に景憲門下であるのみならず、事實上は景憲老齡の爲め、

氏長に師事してゐたのである。

則ち寛永十三年、素行十五歳を以て入門の際氏長は二十八歳であり、景憲は六十六歳であつた。

それ故、山鹿流軍學は、素行の博學に依り發明するところはあつたが、北條流に負ふ所大であつて、其の間諜論旨も大同小異である。

其の著武教要録とは、武教小學、武教本論を指すのである。

武教本論は其の自叙にある如く、日本武道の教本たらしめんとしたのであるが、其の戰略篇に、謀知と題し、先知と用間を説いてゐる。

謀知之道。予謀常知。廣見聞。以視觀察。素内外。則無所隱。謀者内密謀也。知者外聞而知也。内外謀知。則不戰勝敗明矣。

凡主將道知法。士卒兵家之用。糧財器物之量。天地之得。能謀而知。則不惑。夫謀必用上智之人。知必有遠中近三候。不其法。則不成。

謀知は武教要録別集にある料知と同義にして、「内能く治めて外の情を索むるなり」

であり、孫子の兵法に謂ふ料知、先知である。

- 一、知時
- 二、知格
- 三、知大小强弱
- 四、知風俗
- 五、知地形
- 六、候望
- 七、用間
- 八、常見常聞
- 九、廣見廣聞
- 十、視觀察

の十項目に當る。豫め謀つて常に知り、見聞は廣く、視觀察を以て、内外を探れば隠るることを知る。謀とは内に謀を密にし、知とは外に聞いて知る、内外謀知餘す處なくば戦はずして勝敗の決は明かである。

主將たる者は武道知謀兵法や、士卒兵衆の用法、糧食貨財の數量、天候地形等を能く謀り知れば惑ふことなし、而して謀法には必ず上智の士を用ひ、知法には遠中近の三候あり、物見、忍び、嗅、物聞等其の作法を成さざれば事に敗る。

これがその大意である。

謀間君臣上下之和。或以官人。或以郷人。或以間人。或以間術。間人之通事。

有陰書陰符陰言。謀間能行而知情。則敵國服矣。

用間之法。有選人之用。有必要之時。有必要之處。有用間之法。則外間有不候内

之制。知候闕。則外事不_レ窺。謀間不_レ行。則計策不_レ遂。豈内無_二上知之士_一。外無_二視聽之詳_一。而軍事成乎。

敵の君臣上下に間隙を生ぜしむるには、敵の官吏、敵地の人を使ひ、反間、間者を用ひ、又は間術則ち、計策、謀書、賄財を以てする。間者の通報には符號、密書、暗號を用ひる。右の謀間能く行はれて敵狀を知るときは、敵國は自ら服するのである。

用間の法としては、人を選び、時と處と更に用ひ方とがある。謀知詳密なる時は、敵の間者も亦我が方を候察するを得ない。用間知候に缺くるところあれば、外事を窺ふことを得ず。謀知の間策は行はれず、計策を遂げ得ないこととなる。若し上智の人なく、外の視聽詳かならずして、果して軍事の成るを得んやである。以上がその大意である。

次に素行は、兵法或間に、用間の要を頗る明快に答へてゐる。

一、斥候ノ要
兼葭林木險阻薈蓄ノ地許リニアラズ、廣原平陸ノ地ナリト雖モ、行ク者ハ三者ヲ進メ所々ニ「忍ビ」ヲ置キ「間」ヲツカハシテ進退ヲ相察スル、是レ今云フ所ノ視觀察ナリ

伏姦ノ疑ハシキ地、疑兵ノアルベキ所ハ皆此ノ如クナスベシ、何ゾ惑アラシヤ
只一所ヲコマカニサグラント備ヲ立テ、クリカカル如キハ敵ニヨリ所ニヨルベシト云ヘル
コト也。

一、名將ハ能ク敵ノ動靜ヲ知ル

廣見廣聞、常見常聞スルガ故ニ聞エザルコトナシ、見_二小敵_一而不_レ侮、自_レ出門敵ヲ見ルガ如キ故ニ怠ルコトナシ、三者ヲ用ヒ遠候斥候ヲツカウコト更ニ無_二懈怠_一、是ヲ以テ動靜居住、不_レ知ト云フコトナシ、新田義貞節度ヲ賜リテ關東ヘ下向ノトキ、三州矢矧ニツクマデ遠候斥候無_レ之、矢矧ニテ足利直義ノ陣ヲトリシニ出會ヘリ、直義亦義貞ニ行カカリテ義貞ノ矢矧川向ヒマデ來レルヲ、兩將共ニ三者ヲ不_レ用シテ其ノ場ニ行キカカルコトハ皆暗將ト云フベシ、武田信玄常ニ遠候斥候ヲ用フルノ將ナリシガ、川中島ノ戰ニハ謙信ヲ謀レル手立ヲ一筋ニ思ヒ、重ノ謀ノ不_レ足シカバ、謙信ノ謀ニ乘レリ、是敵ヲ侮ル故ナリ、楠正成ガ能ク軍ノ動靜ヲ知テ戰フコトヲ利ヲ得、敵ノ胸臆ヲ察セシハ「忍ビノ兵」ヲ多ク用ヒタルガ故ナリ。
右傳ニ是ヲ出セルナリ。

一、間者ハ兵法ノ大事也

間ヲ用ヒ行フハ兵法ノ大事ナリ、故ニ孫子はヲ重ンジ第十三篇ニ載レ之、或ハ間ニヨツテ功ヲ成シ、或ハ間ニヨツテ傾覆スルガ故ナリ、兵法ニ曰ク、非ニ聖智ニ者不能レ用レ間、非ニ仁義ニ者不能レ使レ間。非ニ微妙ニ者不能レ得レ間之實ト云ヘリ。

聖智、仁義、微妙ノ事ハ言ヲ以テ教ヘ難シ、シカレ共、推シテ之ヲ云フトキハ、我方圓ニ安住シテ、中ニ一物ノ隔テナク、常見常聞、廣見廣聞、此ノ本末ヲサグリ、視觀察ヲ以テ考フレバ無レ不ニ分明。

間ハ外ニアラス、人皆間ナリ。

其故ハ近臣勤仕ノ人タリトモ、我ニ邪欲私心アツテ是ヲ用捨セバ、或ハ奸佞ノ者ヲ知ラズシテ用人ニイタシ、仁義ノ心アルモノヲ黜謫シテ、間人ニ我が心ヲ奪ハルルノ主君其ノ例多シ。

間ヲ遠ザクルノ心得、敵ヨリ來ルモノ也。

戰國ニ用フルモノナリト知ラバ、常ニ間ニノセラルル人ナリ。

孫子ガ云フ所ノ、聖智仁義微妙モ亦、間ヲ用フルノ時ノミ有レ之ト云フニ非ザル也。常ニ使ヒ、間ニ乗ゼラレザル人ヲ良將ト云フナリ、抑揚褒貶ノ武略、用捨出格ノ心得、重々可レ有レ之也。

一、間ヲ視ルノ明

用間ハ虚ヲ見テ入ルモノナリ、虚ナキトキハ間ノ入ルベキ所ナシ、我常ニ間ヲ氣遣シテ心ヲ付ケバ人ヲ疑フベシ、人ヲ疑フトキハ則チ間ノ入ル所ナリ、間ヲ用フル事ハ良將ノ便リトナルモノナリ。

惣ジテ人ヲ將迎スルノ心アレバ用捨好惡モ理ニアラザルモノ也、將迎ノ心ト云フハ、人ノ何ノ心モ無レ之ニ、我邪知ヲ以テ、之ヲ推量シテ相向ヒ、我ハ無心ニシテ云ヒ捨テタル言ヲ心ニトドメテ是ヲ疑フ也、委シク受用抄ニ出ヅ。

此ノ心アル時ハ、疑惑起ツテ善人ヲ弃テ惡人ヲ用フルコト多ク身心共ニ苦シムモノナリ。

良將ハ内方圓ニ外神心ノ一理明カナリ、神心ノ一理明カナルガ故ニ、來ル者ヨク出現シテ更ニ蔽藏スルコトナシ、能ク用間ノ實理ヲ不レ得シテハ自得成リ難キ事也。

一、間者タルノ人物

間ヲ行フ士ヲ選ブ事勿論ナリ。然レ共、間ノ實ヲ得ルコトハ士ノ善惡ニ依ラズ、將ノ心得ニアルコト也。

上智ノ人、間者タレバ、猶以テ利多シ、故ニ明君賢將。能以ニ上智ニ爲レ間者。必成ニ大功、此兵之要。三軍所ニ恃而動也ト云ヘリ。

范增ヲ項羽ノウトミシハ、楚ノ使ノアヤマリニアラズ、使ハ其ノ事實ヲ告ゲテ隠サザルマデ也、將自得シテ本末ヲサグリ、視觀察ヲ以テ考ヘバ、何ゾ疑惑アラシ、項羽ニ虚多キヲ知テ、陳平反間ヲ行ヘル也。

サリトテ使間ノモノノ惡ヲ用ヒヨト云フニハアラス、能ク其ノ士ヲ選ンデ之ヲ用ヒテ、其ノ使間ヲ必トタノマズ、其ノ本ヲ以テ察セヨト云ヘリ、六韜ノ大亂、論將、選將ニ委シク之ヲ出セリ。

一、反間ヲ用フル心得

計策用間ノ事ハ兵法ノ大事ニシテ本書ニ是ヲ盡セリ。計策ハ實ヲ用ヒザレバ其ノ計成ラザ

ルモノナリ、夫レトハ敵ヲタバカラシガ爲ニ俄ニ人ヲ勘當追放スル是レ虚ナリ、我兵ノ豫テ勘當追放致サレタル者、折ヲ得テ忠ヲ爲サント思フヲ間ニ入ル、是一。

少ヲ捨テ大ヲ取ルノ法アリ、味方ノ者ニ少々内通致サセ、敵ヘ教ヘテ致スコト、敵ノ利アルガ如ク致セバ、敵必ズ之ヲ信ズ、是少利ヲ與ヘテ大利ヲ得ルナリ、是二。

敵ヲタバカリ寄セテ、俄ニ見付タル如ク致シテ是ヲ罰ス、是三。

罰ノ後急ニ賞スベカラザルナリ、是四。

古法此ノ如シ、然レ共、用間ノ法ヲ不自得ニシテ用間ノ實ヲ得ベカラザル也。

憲法ガ飯盛山ニ在リシ時、楠ガ、家ノ子高昌ヲ反忠ノ者ニ致シテ利ヲ得タルコト、楠良將ニ非ズシテ用ヒ難カラシカ。

一、忍ビノ者ノ使用法

寄手良將ニシテ仕寄場ヲクツロゲ、所々ニ番ノ兵ヲ置キ、内ヨリ出ルモノヲ改メ、商賈ノ旅人ヲ禁ズルトキハ、城ヨリ忍ヲ出サレザルナリ。

忍ハ商人ニマギレ、出家・町人・猿引ニ形ヲカヘテ、内外ヘ往來シテ事ヲ通ズ可キ也。

外ヨリ來ル忍ヲ拒クコト、屏裏内虎落武者走ノ付様、番ノ兵ノ置キ様、夜廻投續松、此ノ如キノ事ニテ之ヲ拒クベキ也、委シクハ本書ニ之ヲ出セリ。と説いてゐるのである。

畢竟、用間は良將不可缺の計策なりと斷じてゐる。

第十二章 日清戦役に於ける三崎烈士と

七志士

日清戦役は素々清國が朝鮮に對する宗主權主張を固執する暴戻に端を發したのである。明治二十七年八月一日宣戰の詔勅は下された。十五日、大森は廣島に進駐せられ、陸は平壤より南滿を攻略し海は威海衛より澎湖島を占據した。開戰三ヶ月餘にして勝敗の大勢は定まり十二月二十六日、駐日米國公使ダンは陸奥外相に媾和媒介を提唱した、翌二十八年三月二十日より馬關會議となり、五月八日媾和條約は批准せられたのである。時の參謀次長は東洋のモルトケと呼ばれた川上操六大將である。川上將軍は軍事探偵活用の名將である。

此の戦役に、一死以て皇軍に協力した軍事偵探は多々あるが、就中烈士三崎並に七志士の行は尤も壯絶である。而して右の十勇士は、多くは尾張の人荒尾精氏が明治二十三年九月上海に創立したる日清貿易研究所の出身者である。

三崎烈士とは鐘崎三郎、山崎恙三郎、藤崎秀の三氏を謂ひ、七志士とは、石川伍一、大熊鷹、猪田正吉、楠内友次郎、福原林平、藤島武彦、高見武夫の七氏を指す。以下其の小傳を列記してみる。

一、鐘 崎 三 郎

明治二年一月二日福岡縣鞍手郡八尋村に誕生、父は同縣三潞郡青木村なる天満宮の社僧であつて名は良順と稱した。十歳にして父を喪ひ翌年福岡市橋口町の親族勝立寺の弟子僧となり十五歳に母を喪ふ。次いで同市材木町の養銳塾に學び十八歳の四月東京幼年學校の入學試験に及第したのであるが、翌年、家兄の急死に依つて歸郷し、一時三潞郡役所の雇員を奉職したが、雄志抑へ難く、二十歳長崎に出でて支那語を學び、明治二十四年長崎の客舎に荒尾精と識り相携へて渡清し五月日清貿易研究所に入り六ヶ月にて業を終へ、李鐘三と改名し安徽省蕪湖に雜貨店順安號を營むこと一年餘、次いで研究所の資金調達の爲め一時歸朝した。

明治二十七年彼は年齒二十六歳であつた。六月朝鮮に東學黨の亂起り、日支の風雲急を告ぐるの時軍艦赤城に搭乗して揚子江を遡流して清軍海軍根據地鎮江府に潜入し、賣藥商に變

装し名も鐘左武と改めて密偵に従事したが、對岸揚州に強盜殺人事件ありて其の犯人と容貌酷似の故に警官に捕へられたが、偶々監獄の火災にて虎口を脱するを得た。次いで上海より芝罘に入り、兵營附のパン賣を志願して出入の間、詳かに砲臺の見取圖を描寫したが、一日是を紛失したる爲め嫌疑を受けて投獄せられたが頭として自供せず、既にして毒殺に處せられる旨を獄卒より洩れ聞かや、一策を案じて脱走した上更に威海衛の偵察に赴き、夜中小舟に乗つて沖合に出でたところ俄かに暴風雨となつて難船漂流し人事不省となつたが、翌朝奇しくも赤城艦に救はれた。暫く靜養の上天津に到つて、同志の石川伍一と城内を偵察した。七月二十五日豊島沖海戦、八月一日宣戰の詔勅煥發せられるや、急遽歸朝し九月二日神戸に上陸した。

清國內の狀勢を要路に上申したことは勿論である。川上將軍は彼の詳密なる探査の報告を受けて感嘆して、九月十二日大本營附に推舉した。十月四日には長くも、天顏に咫尺し奉り破格の光榮に浴した。同月七日陸軍通譯として大山巖大將の率ひる征清第二軍に従屬した。十六日宇品を發し、二十三日遼東半島の一角盛京省花園河口に上陸し、山崎、藤崎二士と各

道を異にして偵察の壯途に就いたのであるが、惜むべし、翌日清軍の爲めに捕へられて遂に金州獄に投じられた。

其の後日々苛酷なる拷訊となつたのであるが、單に姓名を告げたるのみにて、片言雙語も他事に及ばなかつたが遂に死刑の宣告を受け、十月三十日遙かに東向再拜し聖壽萬歳を唱へて斷頭臺上の露と消えた。其の壯烈は將に鬼神を泣かしむるものがある。

昭和三年十一月十日、從五位を追贈せられた。

二、山崎 恙三郎

福岡縣鞍手郡吉川村の産、幼時兩親を喪つて祖母に養育せられた。人となり豪邁沈毅であつた。明治二十一年九月三十日、

蚊やり火の身は鋸木屑となるとも國の爲には何か惜しまむ

の一首の述懐を首途にして渡清し、荒尾精と共に漢國に在り、藥房、醫者、賣卜者となつて具さに辛酸を嘗めて華中の風土民情を探り、在清七年に亙り、清語に通じ風俗を究めた。

明治二十三年日清貿易研究所設立の際は入つて庶務を處理し、二十七年六月朝鮮東學黨の

變には上海に在つたが勇躍これに赴いて、皇軍の作戰計畫に資する所あり、其の後偵察、嚮導に従ひ、平壤陥落の後第五師團司令部附となつて一旦歸朝し、十月四日大本營に伺候し、次いで第二軍附通譯を命ぜられて同月二十三日花園口に上陸して、特別任務を帯びて虎穴に突入したが、二十六日不幸清兵に捕へられて、金州の獄に投ぜられ、三十日鐘崎、藤崎の二士と共に從容死に就いた。時に年三十一であつた。

三、藤 崎 秀

明治四年三月十八日鹿兒島縣始良郡加治木村に生れ、郁文館、造士館、濟々齋に學ぶ。

明治二十三年九月上海に渡航して日清貿易研究所に入り、二十六年業を終へて歸朝したが常に知友に語つて曰く、

他日四百餘洲を跋涉し、城塞の檢要、民物の豊否を悉く察して、以て國家有事の日を待たんと欲す

と、二十七年四月、上海商品陳列所員となり、幾ばくもなく東學黨の亂起り日清兵火を交ふるに至るや、清國內の情勢を窺察して軍報する所あり、既にして急電に接して大本營に詣り

有栖川參謀總長官殿下の謁を賜ふ。

十月十六日、第二軍の陸軍通譯として廣島を發し、二十四日花園河口より敵狀偵察の任務に就いたが、不幸敵手に墮つ、拷訊鞭撻に遭ふも復語らず、唯早く我頭を斬れと言へるのみであつた。

十月三十日、鐘崎、山崎兩士と共に金州城外の露と化した。時に年齒僅かに二十四。

四、石川 伍 一

慶應元年秋田縣角鹿郡毛馬内町に於て、舊南部藩士石川儀平の長子として生れた。

少壯郷關を出でて東都攻玉社に學び刻苦數年、東洋の時事日に非なるを慨し、明治十七年長崎より上海に航し、次いで漢口に入り荒尾精の事業に従ひ進んで巴蜀の地に國情を探る。

二十四年一旦歸朝して更に天津に渡り、山東直隸の地形風俗を探つて國家に盡す。

日清開戦の日、鐘崎三郎と共に天津に在り、具さに敵狀を偵察して、本國に密報し、皇軍の行動に資する所があつたが、遂に城内の旅館に於て、清國官憲に捕へられて銃殺された。年正に二十九。

君は頗る文筆に長じ嘗て偶感と題し、
人生已過半 夙志無由伸
欲逐中原鹿 會訪萬里秦
功名何所就 壯心空逡巡
遷固不可趕 李杜亦難臻
試登燕山頂 冀野接天垠
茫茫天下事 碌々六尺身
日暮途尙遠 倒行豈良臣
天上懸明月 燈下見古人
買得高粱酒 暫且遊雲津
との一詩がある。

其の刑に臨むや神色自若、三彈を受けて始めて斃れた。越えて二年の後、其の遺骸を收めて、東京音羽護國寺に葬られた。

五、大熊 鵬

福岡縣浮羽郡船越村に生れ、明治二十三年中學明善校を卒業し、九月荒尾精に従ひ上海貿易研究所に入り二十六年卒業後直ちに、同研究所附屬の商品陳列所に入つて實習一年、二十七年八月、日清干戈を交ふるに至り在留邦人皆引揚歸國するも、慨然身を挺して同志三名と共に支那人に扮して上海に潜み、九死を冒して敵狀を探つて本國に情報した。

二十七年十月第二軍の陸軍通譯となつて壯途に就き花園口に上陸して敵地に潜入し、大孤山方面に出發したる儘、遙として消息を絶つた。當年二十四歳であつた。

六、猪田 正吉

明治二年二月十六日久留米市櫛原町猪田重秀の長男として生れ、二十三年九月日清貿易研究所に入學し二十六年春卒業と共に日清商品陳列所に入り、取引實務を研究し、日清の役起るや、清兵の動靜、艦船の出入狀を察して本國に報じた。二十七年八月召されて歸國し、大本營に詣でて陸軍通譯を拜命し、十月第二軍に屬して花園河口に上陸した。先づ敵地に入るや漁夫の衣服を剥取して、山崎、大熊の諸士と共に潜入した。

當時敵軍の警戒頗る嚴密にして、所在の津浦に普く戍兵を配し、豫め日清貿易研究所員の寫眞を配布して物色に當らしめ、我が諜者を捕縛せる者に重賞を懸けてゐた。

進んで大孤山方面に向つて、遂に消息を絶ち其の終る所を知らなかつた。時に年二十六。

七、楠内 友次郎

慶應元年二月十六日佐賀縣三養基郡田代村に生れ、父青木文造は嚴原藩の學官であつた。明治十八年東京專門學校に入り、二十三年上海に渡り日清貿易研究所に入學、二十六年卒業し、二十七年日清開戦と共に上海に潜伏し南支情形を本國に報じ、次いで福原林平と共に遼陽、奉天に於ける敵狀偵察の任務に就き、八月十日湖北商賈と稱して支那客棧に投じ十一日營口行の便船に搭じて目的遂行の舉に就かんとしたが、偶々發航延期となり滯居中に清國偵吏の爲め其の舉動を怪しまれ縛せられて南京に轉送された。苛虐なる拷訊にも屈しなかつたが、遂に慘刑に處せられた。

八、福原 林平

明治元年、岡山縣都窪郡加茂村に生れ、明治二十三年日清貿易研究所に入り、二十六年卒

業して一時歸國し、十一月再び渡清し商品陳列所に於て商業實務を練習した。日清開戦と共に支那人に扮して上海に潜伏し、南支の情形を査察して本國に情報し、次いで楠内友次郎と謀り遼陽、奉天の敵狀偵察に當らんとし、八月十日陳列所を出で湖北の商人と詐稱して支那旅館に投宿し、營口行の便船を待つの間、不幸にも十四日に延期したる爲め、舉動に誰何を受けて清國偵吏に捕へられ、南京に渡送せられて總督の札門を受けて斬刑に處せられた。時に年二十七。

九、藤 島 武 彦

鹿兒島市池上町藤島良士の長子にして、明治十七年造士館に學び、翌十八年上海に航し、荒尾精經營の漢口樂善堂の業務に従事し、事業擴張の爲め各省を旅行視察した。

二十七年朝鮮東學黨の亂起り、清兵已に牙山に上陸するや、要路に上書して速戰即決の可を説き、一朝開戦の曉は身を以て國難に當らんとの決意を披瀝し、同志と共に上海に航し各地の清國情勢を探つて情報し、以て我が方の作戰に便益した。

次いで南清情況を調査し、直隸より滿洲を探察して第一軍に會して嚮導たらんとした。

則ち上海より乗船して寧波に到るのであつたが、途中遂に捕へられて浙江省杭州に護送された。清吏の審問に對して實を吐かず、勾禁數月の後終に斬られた。年正に二十七。

一〇、高 見 武 夫

岡山市門田屋敷の生れにして寡言篤學の士であつた。夙に上海より南清を遊歴し、普陀落山法兩寺に滞在して坐禪三昧に入つてゐた。突如清國捕吏に拉せられ寧波より杭州の獄に投ぜられた。

一日獄吏來つて卿は軍事探偵にあらざる證據ありと告げて鐵鎖を脱し檻車に乗せ、偽つて清波門外に連れ出した。

彼は既に萬事休することを察し、自己の白シャツを脱いで、

此歲此時吾事止。男子復不説ニ行藏

蓋天蓋地無端恨。附與斷頭機上霜。

の辭世を認めて從容死に就いた。時に歲二十七である。

第十三章 法律上の間諜

法令の上に間諜は如何に扱はれてゐるかを説くに當つて、國際法に於ける關係と國內法に於ける問題に大別して述べる。

一、國際法上の間諜

戰時に於て列國は間諜の存在を是認し、然もこれが取扱を戰鬪行爲者と區別してゐる。明治四十年十月十八日、和蘭國海牙に於て開催せられた第二回萬國平和會議に於て、日本を始め世界四十四ヶ國にて議定せられた。

陸戰の法規慣例に關する條約は、日本に於ては皇紀二千五百七十一年、即ち明治四十四年十一月六日御批准を遊ばされ、明治四十五年一月條約第四號として公布せられた。其の條文中に、

第二章 間諜

第二十九條 交戦者ノ作戰地帯内ニ於テ相手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ隠密ニ又ハ虚偽ノ口實ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非ザレバ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ズ

故ニ變装セザル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムガ爲敵軍ノ作戰地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メズ、又軍人タルト否トヲ問ヘズ自國軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト認メズ、通信ヲ傳達スル爲及ビ總テ軍又ハ地方ノ各部門ノ聯絡ヲ通ズル爲輕氣球ニテ派遣セラレタル者亦同ジ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニアラザレバ處罰スルコトヲ得ズ

第三十一條 一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルベク前ノ間諜行爲ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ
とあり、尙ほ外に、

第二十四條 奇計並ニ敵狀及ビ地形探知ノ爲必要ナル行爲ハ適法ト認ム

第四十四條 交戦者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情狀

ヲ供與セシムルコトヲ得ズ

との規定がある。而して、日本に於ては第四十四條の適用を留保してゐる。右のハーグの陸戦法規に依れば、

- (1) 一方の交戦者即ち交戦國の軍又は官憲に通報するの意思を以て
- (2) 他の一方の交戦者即ち交戦國の軍の作戰地帯間に於て
- (3) 隠密に行動し又は虚偽の口實の下に行動して
- (4) 情報を蒐集し又は蒐集せんとするもの

との四要件を具備する者に非ざれば、これを間諜と認むることは出来ない。

故に戰時國際法上間諜行爲の成立は、右の四要件を具備するを要する。

此の四要件を具備するに於ては、軍人たるを否を問はず、國籍の彼我又は中立國に屬するを否を分たず、上官の命に依ると自己の發意に基くとに關せず、總て戰時國際上の間諜と爲すべきである。

而して右陸戦法規は間諜の要件を具へざる特定の場合として、

イ、變装せざる軍人にして、情報蒐集の爲め敵軍の作戦地帯に進入したるもの。
 ロ、軍人たるを問はず自國軍又は敵軍に宛てたる通信傳達任務を公然執行するもの。
 ハ、通信傳達の爲及び軍又は地方の各部門を聯絡する爲輕氣球にて派遣せられたるものと例示してゐる。

故に變装せざる正規軍人の偵察行爲は、假令祕密的に爲すと雖も隱密又は虚偽口實の下に行動するものと目せざる限りは間諜として取扱はれない。併し制服著用軍人たりと雖も、白旗又は赤十字徽章の保護を濫用して敵の作戦地帯内に入りて情報を蒐集するときは、虚偽の口實の下に行動することとなりて間諜として取扱はれる。

前述の輕氣球とあるは、其の後航空機の發達に伴ひ、輕氣球以外の航空機を包含せしむべく擴張解釋さるべきものと思はれる。

單なる航空機關の通信傳達の爲航空機關に搭乘する者は上述(1)(3)(4)の要件を缺如し、間諜と稱し得ないが、若し虚偽の口實の下に行動するに於ては間諜と目し得る。例へば交戦國一方の航空機が、敵國又は中立國の航空機たるを装ひて偵察するが如き場合は間諜となる。

軍人に非ざる者が、交戦國の一方の爲めに他方の情報を蒐集する場合に於ては、多くは上述(1)——(4)の要件を具備し、戦時國際法上の間諜となる。

而して右陸戦法規に於ては、間諜行動の目的を情報蒐集に置いたのであつて、其の他の行動、例へば、交戦國一方の爲め不利なる宣傳を爲すとか、交戦地帯に於て一方の軍用物件破壊其の他の不穩なる謀略行爲を爲す者は間諜とは謂ひ得ないこととなる。

交戦者が、戦争に際し間諜を用ふることは、前記の第二十四條に依り國際法上認容されたところである。

併し間諜は相手交戦者より見れば、危険甚大なるを以てこれを嚴罰することも亦認められてゐる。然しながら現行中捕へられたる間諜は、裁判手續を経るに非ざる限り處罰するを得ない。蓋しこれは無辜の者が戦時中間諜の嫌疑の爲に重刑を受くるの虞れなからしめんが故にある。間諜は逮捕されたる時に相手方刑罰法規に依り處罰されるが、軍人は逮捕されるも處罰を受けず俘虜として取扱はれる。併し間諜も一旦軍に復歸したる後に敵に捕へられたる場合は俘虜として取扱はれ、以前の間諜行爲に就ては責を負ふことはない。

以上は陸戦條規であるが、海戦に關しては條約の規定は存しない。然しながら、ハーグの陸戦條規中の規定は、古來の間諜に關する慣習法規を採録せるものなるを以て、これを海戦の場合にも準用され得るものなりと學者は説いてゐる。

二、國內法上の間諜

日本刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五號）は第二編第三章中に、

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

とある。

而して間諜の定義に就ては何等これを闡明にはしてゐない。

陸軍刑法（明治四十一年四月十日法律第四十六號）にも、第二編第一章叛亂ノ罪の中に、

第二十七條 左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタルモノハ死刑ニ處ス

二 敵國ノ爲ニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルコト

三 軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト

とあり、

海軍刑法（明治四十一年四月十日法律第四十八號）の第二編第一條叛亂罪の中第二十二條

の二、三に陸軍刑法と全く同一の條規がある。これらも亦間諜の意義に就ては明示されてはゐない。

故に國內法上に於ける間諜の意義の確定に就いては、舊刑法時代の解釋なり、古來の概念を參酌すると共に、事例が國際間に互るは必定であるが故に、國際條規に定められたる要件をも充足せしめたものとせねばならない。刑法學者中には、

軍事上の機密を偵察して報告するを任務とする者

機密の事項又は圖書物件を探知収集するもの

と謂つてゐる者もあるが、これだけを以ては未だ間諜と稱し得られない。

殊に前記の國內法に於ては、間諜を爲すものと、軍事上の機密を敵國に漏泄するものとを區別してゐる點より觀ても、間諜は單なる軍機漏泄行爲者とは自ら異なるべきものと解する。

従つて國內法上の間諜は、

虚偽又は隠密なる行動の下に、交戦時に於ける日本帝國の軍機軍情を探知収集してこれを敵國の軍又は官憲に通報せんとするものと定義するを妥當と解する。

従つて戦時に於ける敵性軍事諜報任務に従事する者を指すの義となる。

軍機軍情とは、軍事上の機密事項のみならず、國防上總て敵國に知得せしめざるを帝國軍事上の利益なりとする事項にして、未だ敵國に知れざるものをも包含する。

行爲は探知し、又は収集したるのみにて犯罪を構成し、これを未だ通報せざるも間諜罪を構成する。但し間諜目的を以て渡來せる者と雖も未だ間諜行爲に従事せざるの間に於ては、間諜を爲したりと謂ひ得ざるを以て、犯罪は構成しない。

手段は、日本の軍に對して隠密又は虚偽の行動を以てするを要するも、恐らく正當且つ公然なる方法を用ひることは豫想されない。

右國內法の效力即ち適用範圍に就ては、

(イ) 平時に適用なく、戦時に限り適用される。故に平時に諜報に従事するも、間諜としては處罰されない。但し軍機保護法又は要塞地帯法等の適用はあるのである。

(ロ) 行爲の地は日本國內たると、外國たるとを問はない。

これは刑法第二條、陸軍刑法第三條、海軍刑法第三條の規定より來る當然の結果である。

(ハ) 人的效力範圍に就ては、前記刑法の間諜處罰規定に就ては刑法第二條の規定に依り内外人何れたりとも適用がある。併し陸軍刑法、海軍刑法の適用に就ては、陸海軍軍人、準軍人に對してのみ適用されるから、是等の身分を有する者以外の者の間諜罪に就ては、軍法會議が處斷する場合であつても、普通刑法の法條を適用して處理すべきものである。又、國際法上の關係に依り、

- 1、外國の君主、大統領其の家族及び日本人に非ざる從者
- 2、信認せられたる外交官、其の家族及び日本人に非ざる從者雇員
- 3、承認を経て入り來れる外國の軍隊及び軍船に就ては、普通刑法に於ける間諜罪の效力は及ばない。

尙ほ間諜に就ては必ず裁判手續に依るべく、私刑を許されないことは、前記國際法規上の羈束に依る當然の結果である。

尙ほ本間諜處罰規定は、刑法第八十九條に依り戰時同盟國に對する間諜行爲も亦適用あることを忘れてはならない。

三、准間諜行爲

茲に准間諜行爲と謂ふのは、法律上の間諜とは謂ひ得ないが、間諜行爲と類似する行爲にして、同じ目的の下に取締制禁の對象となる行爲である。

即ち、戰時平時を問はず、一方國の軍事、政事、並に財政、産業、交通等に關する機密事項を採知収集したる上、他の一方國へ通報傳達するの行爲である。

而して通俗的にはこれらの行爲の外に、敵性國家間の一方より相手國の軍事、政治、經濟の上に不利益を與ふべく作爲する一切の行動を爲す者をも間諜と稱する場合が多い。

例へば、故意に虚偽不利益なる各種の宣傳を爲して相手國又は其の國民をして自國の意思に追隨せしめ、又は毒物劇藥を使用して相手國の軍事施設又は各種産業設備を毀損するが如

き、宣傳、謀略の行爲を爲して以て相手國家内の産業、軍事、政治、その他一切の國力を減殺し、又は國民の思想を攪亂して、其の相手國に對して有利に展開せしむる一切の祕密工作行爲がこれである。

これらは法律上の間諜とは謂ひ得ないのであるが、國家は其の自衛上、此の種の行爲を、準間諜行爲と目して、嚴重に禁制防遏する必要がある。各種の防諜法規がこれである。

現行日本に於て、此の種の防諜法規の重なるものは、

要塞地帯法、陸軍輸送港域軍事取締法、軍機保護法、軍用資源祕密保護法、國家總動員法、國防保安法

である。

要塞地帯法に於ける祕匿事項は、國防の爲めに建設したる諸般の防禦營造物の周圍の一定區域内に於ける水陸の形狀又は施設物の狀況である。行爲の禁止制限は、要塞司令官の許可を得ずして祕匿事項につき撮影、模寫、模造、錄取、複寫、複製するを得ない。

陸軍輸送港域軍事取締法の對象も、要塞地帯法と大體に於て同じである。

軍機保護法に於ける秘匿事項は軍事上の秘密である。軍事上の秘密とは、作戰、用兵、動員、出師其他の軍事上秘密を要する事項又は圖書物件であつて、其の種類範圍は陸軍大臣又は海軍大臣が命令を以て定むる。従つて多分に伸縮性を持つのである。行爲の禁止は、探知、収集、漏泄、公表である。

尙ほ軍機保護法に於ても、要塞地帯法と同様の規定があつて、陸軍大臣又は海軍大臣が命令を以て定めた軍事施設等に就て、測量、撮影、模寫、錄取、複寫、複製を禁止又は制限される。

軍用資源秘密保護法に於ける秘匿事項は、國防目的達成の爲め軍用に供し又は供し得べき人的及び物的資源であつて、陸軍大臣又は海軍大臣及び主管大臣が命令を以て指定したるものである。行爲の禁止は、探知、収集、漏泄、公表等である。

國家總動員法に於ける秘匿事項といふのは、當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密である。行爲の禁止は、漏泄、窃用である。

國防保安法に於ける秘匿事項は、國家機密、國防上有害なる外交、財政、經濟等の情報

である。行爲の禁止は探知、収集、漏泄、公表である。

尙ほ本法は、外國に利益を興ふる目的を以てする治安上有害事項の流布や、金融攪亂、國民經濟運行阻害等の謀略行爲をも禁止してゐる。

間諜兵學

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

(出文鶴飛號)
あ370043號

定價參圖

昭和十八年二月八日印刷
昭和十八年二月二十日發行

著作者 山本石樹

東京市本郷上富士前町二八番地

印刷者 桐谷網

東京市牛込區早稻田町四四番地

發行者 堀川豐永

東京市牛込區早稻田町四四番地

發行所 合資 人文閣

會社

振替口座東京一四七五八三番
日本出版文化協會會員番號 一一二一五一番

初版 1,500 部

日本防諜史

檢事 山本石樹著
A5判上製三〇〇頁
〒二・八〇 千・三〇

人文閣版

防

防諜 第五編
楠瀬正澄著
B6判並製二五〇頁
〒一・三〇 千・二五



